

建設経済常任委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 3月10日（月）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委	員	長	海 東 一 弘
	副	委	員 長	染 谷 和 博
	委		員	石 井 め ぐ み
		〃		細 谷 典 男
		〃		佐 藤 隆 治
		〃		入 江 洋 一
		〃		赤 羽 直 一
		〃		加 増 充 子

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	総	務	部	長	吉 田 文 彦	
	財	政	部	長	田 中 英 樹	
	ま	ち	づ	く	り 振 興 部 長	野 口 昇
	建	設	部	長	渡 来 真 一	
	都	市	整	備 部 長	浅 野 和 生	
	ま	ち	づ	く	り 振 興 部 次 長	海 老 原 輝 夫
	建	設	部	次 長	森 川 和 典	
	都	市	整	備 部 次 長	稲 葉 克 彦	
	総	務	課	長	松 崎 剛	
	財	政	課	長	谷 池 公 治	
	農	政	課	長	染 谷 久	
	環	境	対	策 課 長	木 村 太 一	
	管	理	課	長	山 田 哲 也	
	都	市	計	画 課 長	大 久 保 益 雄	

建 築 指 導 課 長
中 心 市 街 地 整 備 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
道 路 建 設 課 副 参 事
都 市 政 策 推 進 室 長
区 画 整 理 課 副 参 事
財 政 課 長 補 佐
産 業 振 興 課 長 補 佐
産 業 振 興 課 長 補 佐
農 政 課 長 補 佐
環 境 対 策 課 長 補 佐
環 境 対 策 課 長 補 佐
管 理 課 長 補 佐
管 理 課 長 補 佐
管 理 課 長 補 佐
建 築 指 導 課 長 補 佐
建 築 指 導 課 長 補 佐
建 築 指 導 課 長 補 佐
中 心 市 街 地 整 備 課 長 補 佐
区 画 整 理 課 長 補 佐
都 市 計 画 課 係 長
都 市 計 画 課 係 長
議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事
請 願 提 出 者
請 願 提 出 者

田 中 健 士
中 村 有 幸
浜 野 彰 久
星 加 英 利
中 村 大 地
中 野 潤 一
鈴 木 健 太
吉 田 宏
秋 田 諭
岡 田 直 樹
岡 田 崇
村 松 裕 之
今 井 正 人
鈴 木 克 哉
由 良 範 彦
蛭 原 正 人
中 島 知 子
押 山 晶 子
木 野 本 尚 希
荒 井 英 貴
沖 渕 博 亮
及 川 佑 樹
前 野 拓
岩 井 彰 吾
岡 野 一 男
菅 谷 栄

○職務のため
出席した者

○その他の
出席者

- 付託事件 議案第 7 号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 12 号 市道路線の認定について
- 議案第 14 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）（所管事項）
- 議案第 15 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
- 請願第 6 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 請願第 9 号 耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願

○審査事件 所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、令和 6 年度第 2 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望、戸頭中学校 3 学年との協働事業で可決された議案について、閉会中の委員派遣について、その他）

○審査の経過

午前 10 時 00 分開議

○海東委員長 ただいまの出席委員数 8 名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った

委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで5 分間です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 7 号及び議案第 8 号を一括議題といたします。本件につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 7 号及び議案第 8 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 7 号及び議案第 8 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加増委員。

○加増委員 議案第 7 号、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について伺います。説明された内容は、令和 7 年 4 月 1 日から宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始されたと。それに伴って、内容が重複する箇所の整理と許可対象の面積の引下げをすると内容が説明されましたが、条例の中で「災害の発生」が削除されている、その理由を具体的に伺います。まず初めに。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 環境対策課、木村でございます。今お話ありましたように、令和 7 年 4 月 1 日から茨城県の中で運用を開始する宅地造成及び特定盛土等規制法、この法律の中で災害の発生についてという部分を未然に防止するということが大きな目的の法律ですので、そのため文言を改正するということです。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 私もいろいろ調べて、どこにそれが具体的に出ているのかなと思って調べましたら、この文言の中に、確かに「災害発生から国民の命や身体を守る観点から」ということでこの法律が始まっていますから、それが一番の目的であり、うたっているということから、取手市の条例のその重複するところは省いたということで理解していいんでしょうか、そこをお願いします。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第7号及び議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第9号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第9号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第9号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第9号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第10号、取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第10号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第10号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第10号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第12号、市道路線の認定についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第12号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第12号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第12号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。質疑通告は、赤羽委員、加増委員の2名から通告がありました。通告順に従い質疑を行います。

最初に、赤羽委員。

○赤羽委員 赤羽です。議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）の地籍調査に関する経費について、お伺いいたします。これは何度もお伺いしてるんですが、この予算書を見てみますと、当初の予算は63万1,000円。それで、県のほうから補正予算が補正について——1,955万円ついてきたんで、この地籍調査を実行するために補正予算として上げたという形だと思うんですが、もっと積極的に地籍調査をするための予算要求とかはしてなかったんでしょうか。これは、ここの工事をやるんで地籍調査をやるということだけであって、そのほかの——取手市全域において地籍調査はスムーズにやるべきだと私は思ってるんですが、その辺の姿勢はどうなんでしょうか、それをお伺いいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。赤羽委員の質疑にお答えします。今年度も実際、地籍調査のほうは実施させていただいてるわけなんですけども、私ども地籍調査のほうは、国庫補助金を活用させていただいて実施させていただいております。その際なんですけども、今年、令和6年に実施している分としては、令和5年の補正予算のほうでやっている、今回も補正予算のほうで、令和7年の前倒しのほうの予算で対応しているということでございます。内容としましては、国のほうの補助金のほうの予算要求の際に、どうしても年度当初ですと、私たちが要望する額まで達していないのが現状でございます。そんな中で、効率的な活用として前倒しにはなりますが、令和7年度分を今回補正として計上させていただいております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 地籍調査費用の全体的な費用から見れば、ほんの微々たる額しか国のほうから下りてこないということと見えてしょうがないんですが、早急に地籍調査をやるためにもっと予算を欲しいというような、そういう要求はしてるんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。私どもなんですけども、毎年、その工程に分かれまして調査のほうを行っているんですけども、毎年単体としましては、大体800筆前後を調査対象として実施しているということでございます。ですので、担当者が今現在3名おるんですけども、それぞれ3地区のほうで、その年度ごとの調査を実施している状況でございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 それ以上は——800筆以上は、市の体制ではできないというふうに理解して

よろしいんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。1年において、それぞれ工程がAからHまで分かれるわけなんですけども、それぞれ3か年とか分けて実際調査のほうを進めていくんですけども、単年度で考えますと、やはり800筆前後が年度内の完成としてはいいと考えております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 大変な——800筆ずつやってたんでは大変な年月がかかると思うんですが、今回のこの補正予算でできる地籍調査の筆数は、全体の筆数の何%に当たりますか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。筆数では市内全体というのはちょっと表現できないんですけども、今回、令和6年で——補正のほうで実施する地区は、地籍調査のほうの達成率としましては0.2%ほど上がります。全体で補正箇所を含めると16.7%となります。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 1年に0.2%では、100年たっても終わらないですよ。500年かかることになりますか。地籍調査の重要性というのは、私何度もここで申し上げてますし、執行部の皆さんも各委員の皆さんも御承知だと思うんですが、近隣の市町村でも既に全部終わってしまったところもたくさんある。その中で、このスピードでよろしいんでしょうか、お伺いします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。現在、調査している箇所としましてはD I D地区ということでございまして、市街化区域を優先的に調査をさせていただいている状況なんです。市街化区域に関しましては、当然土地のほうの移動が活発な地区なので、調査の効果がより高いということから実施しております。市街化区域に関しましては、土地が狭小——小さい筆が結構多いところから、広範囲な調査のほうが困難であって進捗率がちょっと低い状況となっております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 それは前々からお話は聞いております。それであれば、緊急にやらなきゃならないところと、そうでないところ、地籍調査しやすいところもあるわけですから、予算をもっとつければ、しやすいところも先にやることは可能なんじゃないですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。当然、今、市街化区域のほうのD I D地区のほうを優先でやらせていただいておりますので、例えば調整区域のほうの田んぼとかであれば、800筆となればかなりのヘクタール数は稼げるんですけども、必要性としては市街化区域のほうを優先とさせていただいております。なおかつ、D I D地区のほうの調査を対象としておりますけども、埋設物のほうの改修計画とか道路改良工事などを勘案して、調査のほうは進めさせていただいております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 どうしてほかの市では——取手市よりも大きな市で既に完了しちゃってる市があるんですが、そういう市はどういう方法を取ってやったんでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。私ども取手市のほうは、平成3年から年次計画に基づいて実施している状況でございます。ほかの自治体のほうの事例で言いますと、昭和の時代から実施しているところもありますので、取手市のほうのまず最初の始めた時期が、その進んでいるところよりも遅かったのかなというところなのかなと思います。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 国交省のほうのホームページを見ますと、どの市が何パーセントとちゃんと出てるんですね。それを見て、いつも私はがっかりしてるんですけども。当初予算が63万1,000円というのは、ほとんど実質的な仕事は当初予算では予定してないというふうに見てしまうんですが、そう見てもよろしいんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。一番最初にちょっとお答えさせていただいていると思うんですけども、私どものほうの地籍調査は補助金を活用させていただいてます。前倒しでやっている事業でございますので、当然、当初予算としましては低い額で、なおかつ前年度のほうの予算のほうを繰り越しして実施している状況になりますので、そういうふうに予算的には当初は少ないという形で思われるかと思います。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 分かりました。これ以上やっても水かけ論になりますので、私は非常に重要な仕事だと思っておりますので、ぜひとも……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○赤羽委員 （続）もっと予算をつけて、予算を獲得して、早急な取手市内全域の地籍調査が完了するように要望して、質疑を終わりにします。以上です。

○海東委員長 最後に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、21ページですか——補正予算21ページの3・4・7号線の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

○海東委員長 森川次長。

○森川建設部次長 道路建設課、森川です。それでは、都市計画道路3・4・7号台宿工区について、進捗状況と今後の見通しについて御説明をさせていただきます。近年では、平成30年から台宿の交差点付近、バッティングセンター前から海老原整形外科までの約190メートルについて道路築造を進めてきておりました。令和3年3月に現在の形で、暫定ではありますが供用を開始しております。今後といたしましては引き続き、先ほど御説明させていただいたとおり、現在の状況が暫定でございますので、当該区間の事業完成に向け地権者の方等と、交渉など事業継続をしてまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 都市計画道路 3・4・7 号線は、私の記憶ではですよ、事業認可が昭和 45 年ぐらいだったかなと思うんですが、それで間違ってますか——そういう記憶なんですけど、そこからずっと 50 年近く進んでないんですが、新年度に都市計画道路再検討調査事業が入ってますが、この 3・4・7 号線の件についても議論されて早急に進めていくという内容でやっていくのか、そこら辺はどうなんですか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。こちらの 3・4・7 号線も含めまして、まだ未着手の路線については総合的に検討を進め、来年度から着手していきたいと考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 3・4・7 号線、本当に時間がかかってます。私が議員になった頃から、これは関係して事業が進められてきてはいるんですけども、今後、整形外科さんから先、ヤオコーのほうに進んでいくんですけども、用地買収とか拡張計画などもあるかと思うんですが、その点についても全く未定という状況なんでしょうか。

○海東委員長 森川次長。

○森川建設部次長 お答えをさせていただきます。都市計画道路 3・4・7 号線について、台宿工区より先、今、委員のほうから御指摘のあった部分についての現在の見通しは立っておりません。街路事業につきましては、市内交通ネットワークの形成、路線整備の継続性、また面整備を補完するなどの要因によって優先整備路線が選定されるものと考えております。一方で今、御指摘のございました、議会でも決議されております都市計画道路の計画の見直しについても提言をいただいているところです。計画の見直しと今後の街路事業の整備計画着手については両輪の関係と考えておりますことから、今後とも都市整備部と連携して検討を進めてまいります。以上です。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 先ほどの私の発言の中で、来年度からやるというところについては、計画の見直しを来年度やるということでちょっと追加させていただきます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 3・4・7 号線の、これから先の見通しは全くない、そういう状況として判断——私、受け止めてよろしいんでしょうか。

○海東委員長 森川次長。

○森川建設部次長 繰り返しの答弁になってしまいますが、今のところ、その先の事業認可等についてのめどはございません。ただし御説明したとおり、今後とも都市計画道路の見直し等と両輪の関係として検討を進めてまいります。

○海東委員長 以上で通告された質疑は終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。これで議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）の所管事項の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 15 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第

3号)についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第15号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第15号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第15号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第18号、令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第18号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第18号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 議案第18号なんですけれども、今回減額されております。車券発売収入が28億円と見ていたところ、5億8,482万円に減額ということなんですけど、専決で——たしか専決で8億円増額された経過があるんですけれども、今回の減額は、見通しはどうだったんでしょうか。それをお願いします。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。専決予算の第1号で8億円の増額をさせていただいたところなんですけど、8億円の見込みといたしましては、同時期に開催している他場の実績ですとか、市営競輪の——正月に開催させていただいてるんですけども、そちらの実績から見込みを立てて、それで車券発売収入と的中車券の払戻し、こちらに不足が生じないように見込みを立てさせていただいたということでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この8億円追加されたというのは、そういう内容で受け止めていますが、今回の補正で減額になったというのは、そういう見通しの上で進めてきたんですけども、結局減額になった。その原因は何だったんでしょうか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。見込みを立てさせていただいて8億円の増額をさせていただいたところではあるんですけど、競輪の売上げですとか、そういつ

たところの状況によって大きく変化するところでもございます。その結果、本場開催が終了したと。それと一緒に、場外のほうも今月 1 回残してはいますが、そちらの見込みを立てさせていただいて、今回減額補正をさせていただいたというところでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 もう一つ伺います。諸支出金で 9,000 万円となっておりますが、これは具体的にどういふことでしょうか。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課、秋田です。歳出のお伺いということで受け止めまして、お答えさせていただきます。3 款、諸支出金につきましては、一般会計への——競輪事業一般会計の繰出金として 9,000 万円を増額させていただいたというところでございまして、結果としまして 9,000 万円を増額しまして、予算のほうが認められましたら 1 億 1,000 万円を繰り出すというような見込みの中でやっているものでございます。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうすると、一般会計への繰出しが増えて、総トータル 1 億 1,000 万円ということに、令和 6 年度にはなるということの理解でいいんですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 予算のほうを御承認いただければ、1 億 1,000 万円ということになる予定でございます。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第 18 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 20 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてを議題といたします。本件につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 20 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 20 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

入江委員。

○入江委員 入江です。よろしくお願ひいたします。議案第 20 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてですが、取手駅北土地地区画整理事業は令和 7 年度は事業完了に向けた 1 年と思われます。そのような中、予算書 15 ページ、委託料の中の換地関連業務委託料 4,780 万円について質疑させていただきます。オンライン説明でも部長から説明をいただきましたが、具体的にどのような業務となるのか、詳細について伺います。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。それでは、お答えさせていただきます。換地関連業務委託につきましては、区画整理事業の完了となる換地処分に向けた一連の手続に関する業務委託となります。内容について詳しく申し上げますと、今年度委託しております出来形確認測量の測量結果を用いて、また施行地区内の最新の権利者状況の調査を行い、最終的な換地や清算金などがどのようなになるかを定めた換地計画書の作成業務となります。その後、換地計画が認可されましたら、地権者一人一人に通知します換地処分通知の作成や、換地処分公告後の登記書換え事務に関わる資料の作成業務等までが委託の内容となっております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。換地処分に関する業務内容について、土地の登記の書換えまで行うことが分かりました。地権者の皆さんの土地利用が進んでいても、土地の登記が従前地のままとなっていると不都合もあると思いますので、できる限り早い登記をお願いしたいと思います。では、どのようなスケジュールで作業を進めていくのか伺います。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。それでは、お答えさせていただきます。先ほどの委託の内容についての回答と重複するところがございますが、来年度の委託業務の契約後、すぐに出来形確認測量の測量データを用いて、茨城県や法務局をはじめとした関係機関との協議及び換地計画書の作成へと進めていきます。秋頃になりましたら、地権者の皆様に換地計画につきまして個別に説明していきたいと考えております。換地計画が認可されましたら、地権者の方々に換地処分通知書を送付し、届いたのを確認後、令和7年度末に換地処分の公告をし、登記書換え事務へと進めていきます。そのようなスケジュールで進めてまいります。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 令和7年度末換地処分ということで、1年間で一連の作業を行うことが分かりました。ボリュームがある業務内容なので、計画的に行っていただきたいと思います。では、この業務を進めていくに当たり、課題や懸念事項はございますか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野区画整理課副参事 区画整理課、中野です。ただいまの質疑にお答えいたします。まず、令和7年度事業完了に向けて、地権者さんへの丁寧な説明が非常に重要だと考えております。令和7年度に換地計画の縦覧を行う予定ではありますが、当初の換地計画案の縦覧は平成9年度に行っております。北部地区の早い工事に着手した方には、平成14年度に土地をお返ししております。このため、換地計画の縦覧までに長い年月が経過しておりますので、所有者の代替わりや土地の状況を十分に把握していない方もいらっしゃると思います。こうした背景を踏まえて、換地処分の際には地権者の皆様に対して丁寧な説明を行う必要があると考えております。また、事業完了に向けては、事業完了に伴う事業計画の変更や換地計画の認可が求められます。これに関しては、認可権者である茨城県と早

めに事前協議を行って、スムーズな事業進行を図りたいと考えております。引き続き関係者と連携しながら、円滑な事業運営を目指してまいります。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。換地処分は大変複雑な業務であること、また茨城県や法務局等と関係機関協議もあり、計画的に進めていかなければならない業務であることがよく分かりました。理解できました。また、地権者の財産を扱う業務となりますので、地権者様に丁寧の説明をして慎重に進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 入江委員と同じように換地計画について伺います。スケジュールなどは分かりました。この換地計画は、区画整理事業完了に伴いこういう作業に入ると思うんですが、この範囲は、区画整理事業範囲 6.5 ヘクタールなのか、それとも A 街区だけなのか、その範囲はどうなってますか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えします。6.5 ヘクタール全域でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 6.5 ヘクタールということは、全て区域内の換地計画を策定していくということですね。そうしますと、これまでずっと北部地区から西部、そして A 街区と——C 街区もありますけれども、長年 34 年間かかってきたんですが、これはこの 1 年の中で——令和 7 年度の中で全て換地計画は完了するという見通しでいいのでしょうか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 そのとおりでございます。1 年かけて行っていきたいと、今考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次に委託料の中に西口駅周辺交通量解析業務委託が 900 万円入ってるんですが、どういう内容なのか、なぜやるのか伺います。

○海東委員長 中野副参事。

○中野区画整理課副参事 区画整理課、中野です。お答えいたします。この周辺交通量解析業務委託料は、区画整理事業の整備効果を分析するため、事業区域全域の主要な交差点の自動車や歩行者交通量とともに、ペDESTリアンデッキ上の歩行者の交通量の調査を行って、その結果を集計・分析して、区画整理事業の整備効果の確認や、今後検討しているはなのき通りの国道 6 号までの拡幅など、ほかの事業の基礎データとして生かしていくように令和 7 年度に実施するものです。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。次に、工事請負のほうを伺うんですが、道路改修工事——説明では、誘導ブロックの設置とか白山交差点ポケットパークの改修とかいろいろありましたが、具体的にどこからどこまでを——これ区域内だと思うんですが、工事の内容をちょっと示してください。

○海東委員長 中野副参事。

○中野区画整理課副参事 お答えいたします。道路改修工事の区域については、地区内の道路を想定しております。特に治助坂、38号線、39号線と都市計画道路に歩道がありますが、歩道の一部修繕と点字ブロックの設置を計画しております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 白山交差点ポケットパーク改修というのも、そういう同じような内容なんですか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野区画整理課副参事 失礼しました。白山交差点ポケットパーク改修工事につきましては、白山交差点——国道6号と県道のところに交差点ございますけれども、その南側に設置してあるポケットパーク、そちらの改修工事を予定しております。こちらにつきましては平成28年に設置されておまして、約8年経過しております。今、草や木が伸び放題となっております、今まで委託費の計上はしないで、地区の方や職員による除草を行ってまいりました。ですが、時間が経過しておまして、中木が成長して隣の敷地にかかってしまったり、地被類の成長もありますので、管理移管に向けて専門業者による手入れが必要と考え、今回の工事費を計上したものです。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 6.5ヘクタールの区画整理事業が完了するという令和7年度なんですけれども、その最後の仕上げということで、今回の補正——予算。補正ではございません、予算が計上されていると思うんです。それで区域内は整備していくということなんです、駅前の区画整理事業区域外の、はなのき通りとかありますよね、そういうところはこの中には入っていないというのは重々分かってるんですが、その整備についてはどのように検討をされていますか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。区画整理事業区域外の部分につきましては、代表的なところは、もちろん道路でははなのき通りの4車線化というところを見据えて今おります。こちらにつきましては、再開発事業との関連事業を令和7年度に計画を策定をしながら、国の補助金を頂きながら、その別メニューの事業の中で施工していこうと、今そのように考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 区域外の話をして申し訳ございませんが、ペDESTリアンデッキが途中で止まっていますが、今後どういう計画を持っていらっしゃるのか。ちょうど止まっていますよね、それについてはどのような方向なんでしょうか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。こちらにつきましても、先ほど申し上げました再開発に関連した別事業——別事業のパッケージとしての計画の中に盛り込んで、こちらについても将来的にははなのき通りのバリアフリーという観点から、整備のほうを今考えているところでございます。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で議案第20号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号、令和7年度取手市競輪事業特別会計予算についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第24号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第24号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 24号ですね。車券発売収入は30億円を見ているということなのですが、前年度予算額20億円だったけれども、これを増やした理由とは、どういう内容でしょうか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。30億円と、10億円の車券発売収入増になった理由というところなのですが、こちらは取手市営競輪といたしましては、例年2開催ですね、前節・後節とやらせていただいているのですが、全国的な競輪の枠組みの調整の中で、競輪の開催日数というのが増やしておられまして、その中で取手市営のほうで手を挙げさせていただいて、1開催増やさせていただいたとする予定でございます。そのため、10億円の増と見込ませていただいております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 その理由に2開催から3開催になるということなのですが、今1月前節・後節なのですが、具体的にはいつになっていくのか、詳しく分かれば教えていただきたいんですが。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課の秋田でございます。1開催の増える部分なんですけども、令和7年の8月20日から22日の3日間でやらせていただく予定でございます。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 1月の前節・後節のほかに8月20日から22日ということで、3開催という理解でよろしいですか。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課の秋田でございます。お答えいたします。厳密には——大変申し訳ありません、下期——10月から3月の開催については、必ず1月という確約のほうはできないんですが、例年そのような形で前・後節はやらせていただいております。そのほかに上期——4月から9月の間で、先ほど申し上げた日程で1開催やらせて

いただくということでお願いしたいと思います。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 競輪事業について、コロナ禍からネットの車券販売というのが大きく広がってきました。そして、今回もそういう傾向にあるんだと思うんですが、今、公営ギャンブルのポイ活ということが問題になってるの御存じですか、担当課の方、伺います。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 申し訳ございません。もう一度すみません、何活か教えていただきたいんですが。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 ポイ活です。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 大変申し訳ございません。ポイ括のほう、ちょっと情報収集のほうしておりませんで、お答えが難しい——申し訳ございません。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これはNHKでもやってましたけれど、ポイントを——物を買ったときポイントがつかますね、それが全てに今なってます。それがギャンブルのネット販売でもポイントがつくということで、そこにはまりこんで、ギャンブルにのめり込む問題があるというのが出されたんです。ポイ活、ポイントです。

〔笑う者あり〕

○加増委員 ポイ活、そういうことなんですよ。ですから専門家が——精神科医の先生、帚木さんという方なんですけれど、これはギャンブルにのめり込む本当に大きな影響があるということで警告してるんですが、この取手市の競輪が、ネットで販売して——車券販売して、それで購入するわけですよ。そういう中でそこにはまりこんでいく。さらに今度は、今まで2回開催が3回開催になるということは、そういう状況をまたつくっていくということで、すごく私は大変危惧してるんですが、そこら辺の検討はされてますか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えします。競輪のオンライン販売につきましては、全国的にやられているところでありまして、市営に限ったところではないということは御存じのところかと思いますが、ギャンブル依存症対策に関しましては、市のほうでも担当職員が担当することに——対応することになっておりまして、そこに窓口も設けてございます。そこに過去に相談を受けた報告というのはないところなんですけど、併せまして相談窓口としまして、JKA、こちらのお客様相談センターですとか、全国公営競技施行者連絡協議会の公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターなどが設置されておりまして、引き続きそういった依存症対策等に取り組んでいるところでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 競輪は、私たちはこれまで指摘してきたんですが、ギャンブルとの関係も——ギャンブル依存症との関係も大きく出ているということが指摘してきたんですが、ここへ来てさらにネットがこれだけ広がった中で、ポイ括という形でなっている。依存症は若

い人ほどなりやすく、興奮を求めやすい、負けず嫌いな人はもちろん、孤立感を紛らわすためにはまってしまうという問題が大きくクローズアップされております。そういうところでカウンセリングセンターとかあるということなのですが、個々の問題できちんと相談されたら、意識的に競輪との関係をもっと調査していく必要があると思います。一言申し上げまして、私の質疑を終わります。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第 24 号の質疑を打ち切ります。

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、染谷委員、入江委員、赤羽委員、細谷委員、加増委員の 5 名から通告がありました。

最初に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしくお願いいたします。新たな移動手段ということで質疑通告させていただいております。2 月 15 日に新たな移動手段を考える集いというのが開催されました。開催された目的としましては、全国的な高齢化に伴って移動困難者が増えていくことがあって、公共交通機関の不便さもあって、相乗的に移動環境が非常に今問題になってる。また市内では——取手はかなり進んでるほうですけど、移動サービスのボランティアもあります、ただこれもボランティア不足で飽和状態になっているということがあります。この辺はほぼこちらというよりも福祉関係なんですけども、もともとある計画というのは、こちら建設のほう——建設経済常任委員会になりますので、現在ある移動支援のほかに何か新たなものをお考えになってるかどうかをお聞きします。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。公共交通計画につきましては、ただいま今年度は調査・ヒアリング等を行っているところなんです、こういった中で地区のヒアリングでは、高齢の進行により、最寄りのバス停までの徒歩が困難な方が増えていることもあり、住宅団地への乗り入れとか、またドア・ツー・ドアの移動手段について御要望を多くいただいています。また、先ほど委員のほうからあったように、福祉の移送団体についてもやはり課題が多いようで、ヒアリングでは公共交通と同様に運転手不足が深刻で、一部予約を断らざるを得ない状況であることを伺ってます。こういったことから、公共福祉と福祉の役割分担——公共交通と福祉の役割分担によって、真に福祉移送サービスが必要な方の移動手段を確保していくことも重要な課題ということは認識しております。こうした課題の中で、解消に向けて、既存の交通資源じゃなくて、例えばタクシーを活用した新たな移動手段を模索しているところでして、導入に向けてどのような制度で運用していくかを検討し、既存の交通資源を圧迫することのないよう、各交通事業者とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 いろいろ考えてくださってるということで。今ご紹介ありましたように、バス停まで非常に時間かかる方が多くて、そのときにもアンケートを取ってるんですが、5

分以内は 21 人、15 分以内が 10 人、30 分以内が 1 人と、バス停まで 30 分かかってしまうと。もうこれバス停に行くのが外出になっちゃってますよね。こういう事態がありまして、非常に困難になってる。早めに何らかの移動手段を考えていただかないと本当に孤立してしまうという状況でありますので、これしっかり考えていただければと思っております。次に移らせていただきます。

次です。埼玉県で非常に大きな路面が崩落するような事故がございました。取手市におきましても、過去に路面下の空洞調査というのを行ってると思うんです。平成 30 年頃ですかね。その状況について伺います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。染谷委員の質疑にお答えします。過去の実績なんですけれども、幹線道路の危険度ということで、平成 30 年度に緊急輸送道路の路面下空洞調査を実施いたしました。調査対象路線として、常総ふれあい道路を含む 4 路線の調査を行っております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 調査ってどのようにするのか、なかなか分かりづらいんですけど、どのような調査をしたんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。調査としまして、平成 30 年に調査した路面下空洞調査としては、一次調査と二次調査の 2 段階に分けて実施いたしました。一次調査のほうなんですけれども、路面空洞探査車のほうで——の走行による探査となっております。二次調査といたしましては、その一次調査のほうの調査結果において異常と判断したところを、手押し式レーダー探査機による一次調査のほうの懸案事項のところの追加調査という形で実施させていただいたということでございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 具体的にどこの路線を選定したんでしょうか。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。染谷委員の御質疑をお答えさせていただきます。具体的な調査路線につきましては、まず一つ目が、常総ふれあい道路（市道 0106 号）、取手市内の全線延長約 6.4 キロメートル。2 つ目が、都市計画道路 3・4・3 号上新町環状線、常磐線ガード下から白山七丁目交差点を經由して国道 6 号桑原交差点までの区間、市道 0114 号延長約 3.5 キロメートル。続いて、長沖藤代バイパス、宮和田小学校前から北浦緑地までの区間、市道 0134 号延長約 1 キロメートル。最後に旧県道守谷藤代線から県南総合防災センター、市道 2-4405 延長約 0.3 キロでございます。4 路線の総延長距離は約 11 キロを実施しております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 意外と 11 キロというのは短いかなという感じはしたんですが、これはどのような理由でこの路線になったんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。こちらに関しましては緊急輸送道路ということで、災害時のほうに利用——指定された道路というか幹線道路、こちらのほうを指定して調査のほうを実施した経緯でございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 先ほど一次調査と二次調査に分けて行ったということなんですが、これどのくらいの予算かかっているんでしょうか。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えいたします。平成30年に実施した空洞調査は、一次・二次調査の2段階に分けて実施しておりまして、総額は約400万円を委託料として支出しております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 400万円——4路線で400万円という形でよろしいんですか。

○由良管理課長補佐 お答えします。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えいたします。はい、そのとおりであります。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そこそこお金がかかるんだなというのが実感なんですけども、これ随分昔にやったものですので、今後実施する予定というのはあるんでしょうか。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えさせていただきます。前回の空洞調査は、緊急輸送道路に絞って調査を実施した経緯がございます。基本的には、道路表面の異常など、年間を通し市職員や現場職員による月2回の道路パトロールを主体とした点検を行っております。また、路面下空洞の主な原因として、埋設物の破損などが起因していることが多く、各道路占有者とは情報共有を行っており、現時点におきましては、こうした道路パトロールを中心とした日常点検を重点的に実施しながら、併せて各占有者との情報共有、市民からの情報も勘案し、路面下空洞調査が必要な路線を検討していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 先日、埼玉で問題になったのは下水管ということで、下水管、非常に大きなものがあるんですが、取手市内でこの大きな——直径が大きなものというのはどの辺にあるんでしょうか。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えさせていただきます。取手地方広域下水道組合が管理する公共下水道管で最大のものは直径2メートル20センチとなっております。吉田消防署から下水道組合までの約700メートルとなっております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 たしか知事のほうからいろいろ点検するようという指示があったと思うんですが、取手市はその中に含まれている大きさのものというのはあったんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。私どもと下水道組合さんのほうで県知事のほうの発表以降、打合せのほうをさせていただいたんですけど、取手市内においては、国交省さんのような大きな敷設的なものはないんですけども、下水道組合のほうで、自分のところで幹線——いわゆる基幹線と呼ばれる部分、あと圧送管と呼ばれる路線、あと圧送管から自然流下に変わる場所の一番空気がちょっと混じりやすいマンホール、こちらの調査のほうを独自で2月の5日、6日に実施させていただいて、その点検の結果、緊急性のあるような破損は見えなかったということでございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。私もちょっと下水道のほうに確認したんですけど、大丈夫ですよということ言われましたので安心したんですけども、ぜひとも定期的にやっていただければなというふうに思っております。

それでは最後になりますけど、市内開催のイベントについてです。取手市では年間、非常に多くのイベントを開催されておりますが、大体どのぐらいの数のイベントが開催されてるのでしょうか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。まず市が主催するイベントにおきますと、花火ですとか——ちょっと待ってください。——申し訳ございません。市が主催するイベントにつきましては、とりで利根川花火をはじめ6事業を開催しております。そのほか、共催、後援などにつきましては、ちょっと数のほうは申し訳ございません、数までは把握してございませんが、令和6年度の実績で申し上げますと、全体的に外に出ていく事業、こちら等も含めまして50回以上参加しているというような状況でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、取手市とか観光協会とかいろんなところ——教育委員会とかが後援を出している事業というのは、把握はしていないということよろしいですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。ちょっと今、数のほうすぐお答えできませんので、後ほどすみません、お答えさせていただきます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。取手市、今、非常に表に打って出ているというところがありまして、取手市のPRをしているというのはよく知っております。また、取手市のイベント——花火とか、大きな——今度、駅前にごわいフェスタございますけども、あるというのも分かってるんですが、これを売りにするという、何かそういうものはあるのでしょうか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えさせていただきます。市外の皆様にも取手に来ていただく事業というのは、ほかの団体さんのところに行かせていただいて勉強もさせてい

ただいているので、考えていきたいところではあるんですが。まず、主催事業といたしまして、こちら副委員長からも今おっしゃっていただきましたが、3月20日の駅前にぎわいフェスタWith取手映画祭を開催させていただきます。こちらの映画祭に当たりましては、副委員長にも大変お力添えいただいているところでございます。ありがとうございます。このようなところで、今回も市内企業の皆様に御協力いただくほかに、野外ステージでのショーですとか、お楽しみブース・飲食店ブース、こちらはさらに——昨年よりもさらに多く御出店いただく予定となっております。市外からも多くのお客様をお迎えできるようにするために、例年実施しているイベントについても、周知の方法等について検討してまいりたいと考えております。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました、ありがとうございます。以上です。

○海東委員長 次に、入江委員。——山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。先ほどの路面下空洞調査のちょっと追加の補正——違う、補正じゃない——追加の説明をさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。先ほど、うちのほうから4路線のほうの調査費が全体で合計400万円ということで説明させていただいてはいるんですが、実はこのときなんですけども、社会貢献事業として試験的に茨城県技術公社のほうが、常総ふれあい道路全線ですね——ですから、いわゆるつくばみらい、守谷、取手市、こちらの取手市においては6.4キロの一次調査は社会貢献ということで実施していただいておりますので、ふれあい道路のほうの一次調査分のほうは、取手市は支払っておりません。こちらのほうを、大体このときの一次調査のほうのキロ当たりの金額に換算しますと、実際は約400万円ぐらいかかったのではないかなと考えられます。ということで、先ほど一次調査と二次調査の合計で400万円という御説明したんですけど、実際的には、想定としまして大体800万ぐらいかかった事業となっております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、この常総ふれあい道路は一次調査はやっていただいたと、それで二次調査はなかったんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。二次調査は取手市で実施させていただいております。以上です。

○海東委員長 次に、入江委員。

○入江委員 入江です。私からは、取手市立地適正化計画の改定について質疑をさせていただきます。令和2年に公表した立地適正化計画は、令和2年度から令和21年度までを計画期間とした居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定により、居住や都市機能の集約を図ることで、将来人口密度の維持を目指す計画であると認識しております。そこで、令和7年度に改定を行うと伺っていますが、改定に至った経緯について説明をお願いします。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。お答えします。改定に至った経緯につ

いて御説明させていただきます。取手市では、人口減少や少子高齢化の進展の中でも持続可能なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定しています。都市再生特別措置法におきましては、立地適正化計画を作成した場合、おおむね5年ごとに計画の区域内における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施状況について調査・分析及び評価を行うように努めるとともに、必要に応じて立地適正化計画を変更するものと定められているところでございます。取手市の立地適正化計画は令和2年に公表を行っておりますので、5年が経過する令和7年度に当初設定した目標値や誘導施策などについて検証を行います。また、国のほうで頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正しまして、立地適正化計画における居住誘導区域の防災対策を盛り込んだ防災指針が記載事項に追加されたことから、本市においても今回併せて追加することといたしました。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。主に計画が公表されてからおおむね5年が経過することから、改定を実施するというところで理解しました。

それでは次に、具体的な改定の内容について伺います。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 お答えします。改定の内容につきましては、先ほど答弁させていただきました公表から5年が経過することから、施策の実施状況についての調査・分析・評価を実施するほか、居住誘導区域内の地震や水害などから災害のリスクに対して防災・減災対策の方針を定める必要があることから、本計画に防災指針を追加するものです。また、立地適正化計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域というのは市街化区域内に設定することとされていることから、現在市街化調整区域である桑原地区、現計画においては市独自の拠点、新規活力創造拠点として、将来的に都市機能を誘導する区域として位置づけを行っているところなんです。今後桑原地区は令和7年度の都市計画決定を目指して手続を進めていくことから、市街化区域編入のタイミングに合わせて、桑原地区を居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定すること、これも想定しているところでございます。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 詳細な御説明ありがとうございます。改定の内容について理解できました。それでは最後に、今回の改定はどのように進める予定なのか、お伺いします。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 お答えいたします。今回の改定は、先ほどの説明のとおり、5年ごとの定期の検証、防災指針の追加、市街化区域編入に伴う誘導区域の変更などが主なものになります。防災指針については、市内における過去の被災状況や各種ハザードマップの状況、既に策定してある地域防災計画や国土強靱化地域計画などの内容に沿った防災対策や安全確保策の取組方針を整理していくこととなります。また、市街化区域編入に伴う誘導区域の変更も、基本的な方針は、計画期間内の現計画を踏襲していくものと考えております。検討を進めるに当たっては、国や県など関係機関との協議をはじめ、パブリック

コメントを通じて市民の皆様から御意見をいただくほか、都市再生特別措置法に定められました手続に沿って、随時、都市計画審議会に御意見をいただきながら進めていくことを予定しております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。立地適正化計画に位置づけられた誘導区域内においては、居住の誘導の取組や都市機能の向上に資する事業などについて、いろいろな形で国の支援が受けられるものであったと思います。様々な事業を進める上で、立地適正化計画は非常に重要な計画であると思いますので、評価・検証をしっかり行った上で進めていただければと思います。以上です。

○海東委員長 次に、赤羽委員。

○赤羽委員 まず、これ通告書で「資源ごみ」と書いてありますが、これは資源ごみではなくて「資源」に訂正をお願いいたします。取手市の広報の2月15日号と3月1日号にごみ関係の記事が載っておりました。その中で3月1日号の議事に不燃ごみの出し方が変わりますという記事がございます。ただ、これがちょっと一般の方には分かりにくいんじゃないかと。不燃ごみとして出されれば、これ常総広域センターの施設内で焼却処分——焼却じゃなくて蒸し焼きにするやつなんです——処分するんですが、それ以外のものは、今、搬出処分ということで大変なお金をかけてやっております。で、どこが変わったのか、その辺のところをちょっと説明お願いできますでしょうか。

○海東委員長 岡田補佐。

○岡田環境対策課長補佐 環境対策課、岡田です。赤羽委員の御質疑にお答えいたします。不燃ごみの具体的な分別につきましては、第1週から第3週、そして第5週を、ビニール、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類と、第4週を金属類、割れ物類という形で分けて回収となります。周知といたしましては、市のホームページ、あと広報とりで3月1日号、そして3月15日号で周知のほうをしております——していく予定でいます。あと毎年ごみ分別のカレンダーのほう、個別で配布しております。そちらのほうに出し方の御案内を折り込んで努めております。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 その不燃ごみなんですが、プラスチック類——特に容器包装リサイクル法に、いろいろプラスチック類も、汚れたものは不燃ごみ、きれいなものは資源として出すような指導なんですが、どの辺の汚れまで許容できるのか。それによって資源になるか、焼却処分になるか、その辺の分かれ目になると思うんですが、その辺の基準をお示しいただければ。

○海東委員長 岡田補佐。

○岡田環境対策課長補佐 お答えいたします。基本的には水でさっと流していただいて汚れを取り除くという意味で、さっと水で流していただいて、資源ごみのほうの袋に入れて処分していただくという形で御案内はしております。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 その辺が非常に、市民のところはどの辺まできれいにしたらいいのか迷って

るところでして、例えばお煎餅が入っていた袋——ちっちゃな袋、ああいうものはどっちになるんだと聞かれるんですけど、それはどうなのでしょう。

○海東委員長 岡田補佐。

○岡田環境対策課長補佐 お答えいたします。お煎餅の袋のビニール関係であれば、中の煎餅をちょっときれいに取り除いていただいて、資源ごみという形で出していただければと思います。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 そういう丁寧な例示をして広報していただけると非常に助かると思いますんで、それによって処理費が大分違ってくるし、資源になるものも増えるということで、常総広域の負担も減るかだと思いますんでよろしく願いいたします。

もう一つ、モバイルバッテリーの回収の方法についても、3月——2月15日の広報に載っておりました。ただ、モバイルバッテリー単独ではなくて、ちっちゃな家電に入ったモバイルバッテリーについては何も書いてないんですね。分解できるやつもありますし分解不可能なやつもあります。そういうのはどのような処置をしたらいいのでしょうか。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 環境対策課、木村でございます。今お話しいただきましたように、2月15日号の広報紙では、今回、常総環境センターの火事の原因だと思われるモバイルバッテリー系のことについて、回収場所を拡大しましたという御案内をしているところでございます。今ご質疑いただきました使用済みの小型家電だと思います。こちらについては平成23年から回収をしているんですけれども、回収している場所というのがまだ限られてございまして、取手の市役所の本庁舎・藤代庁舎・ふじしろ図書館等といったところで、全部で民間の企業も入れて8か所【「8か所」を「10か所」に発言訂正】しか、今現状でない状況です。周知についてはホームページで行っているところなんですけど、これらの使用済み小型家電の回収につきましても、今後、定期的に広報紙等を含めて周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 私も自分の使ってるちっちゃな家電を幾つか見たんですが、この表記が非常に小さくて、私の目ですと虫眼鏡をかけないと読めないような状況で、おまけにプラスチックのところで字が凸凹になってるんですが、色がついてないものですから全然分からないと——よほど注意してみないと分からないと。それから、これにもバッテリーは当然入ってるわけですね、これ何も書いてありません。こういうやつが一番私は問題ではないかと思うんですが、いっそのことこういう家電も含めて、もう充電の機能のあるものは全て小型家電として回収するほうが安全ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 最初に、先ほど小型家電の回収場所は「8か所」というふうにお答えしましたが、失礼しました、「10か所」で訂正をお願いします。それで、今ご質疑のあった内容なんですけれども、現在、御承知のように取手市では、常総広域圏の中の4自治体の中で、常総環境センターと協議をしながらこうした家電を含めてごみの回収を進め

ているところです。まだちょっと正式に情報が来てるわけではないんですけども、国のほうでこうしたモバイルバッテリーを含めた、今ご質疑あった回収——統一した回収方法を示していこうという動きがあるというふうに聞いてございます。ですので、取手市のほうでもそうした国の動きを見据えながら、検討していきたいというふうに思っているところです。

○海東委員長 先ほどの訂正を認めます。

赤羽委員。

○赤羽委員 国の方針を待っていたら、また事故が起きるかもしれません。自分たちの使ってるものが、電池が入ってるかどうかさえ認識してない人も多いと思うんです。例えば、耳にくっつけるちっちゃなイヤホン、あれも中にはバッテリーが入って——充電式のバッテリーが入ってます。それから、子どものおもちゃにも入ってるものがあります。

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○赤羽委員 そういうものを回収する場所をもっと増やしていただきたいというのが、私の意見でございます。

次に、市営住宅についてお伺いさせていただきます。

○海東委員長 赤羽委員、都市計画の——都市計画道路の見直しということで。

○赤羽委員 あっ、ごめんなさい。

○海東委員長 2番目です。

○赤羽委員 都市計画道路の見直しについてお伺いします。今回予定している都市計画道路をもう一度教えていただけますでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。お答えいたします。今回、見直しを考えておるところなんですけど、整備時期が未定の区間を有する全ての路線に対して様々な検証を行い、その後、審議見直しを検討する必要がある路線なのかを判断して決定していきたいと考えているところです。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 これ、常に私が提案していたことなんで、ひとつよろしく願いいたします。

では次に——もう時間がないものですから、市営住宅についてお伺いさせていただきます。この政策空家、42%ほどありますけども、この政策空家の現状を教えてください。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田と申します。赤羽委員の質疑に答弁いたします。今、現状なんですけども、政策空家のほうに——の数に関しましては、現在112戸ございます。こちらのほうの政策空家のほうは、入居者が高齢化により介護施設への転居や、お亡くなりになっていることで増加しているような空き家でございます。政策空家のほうにつきましては、今現在、老朽化によって入居が困難な住宅となっております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 老朽な空き家は早く取り壊して安全な形にしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。現在の政策空家のほうなんですけども、私どものほうで管理してる市営住宅につきましては、まず西方住宅、第2南住宅、野々井住宅、第2野々井住宅、こちらが平屋の長屋住宅になります。さらに、大利根住宅、駒場住宅につきましては、2階建ての長屋住宅での構造の——建物構造となっております。ですので、戸建てではない状況から、政策空家の部分の部分的な解体はちょっと困難な状況になっております。以上です。

○海東委員長 残り12秒です。

赤羽委員。

○赤羽委員 それは分かるんですが、それであれば空いてるところにまとめて入っていたいて解体したほうが、火事だとか、それから不審者の侵入だとか、そういう危険が……
〔岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○赤羽委員 (続) なくなると思うんですが、いかがでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。基本的に、今、政策空家の話なんですけども、その空き部屋と入居されてる部屋というのが各建物ごとにある状況で、それを集約するという話もいろいろあると思うんですけど、皆さん長年住んでらっしゃる住宅でございますので、なかなか——一度南住宅の方を駒場住宅のほうに移っていただいて、そこを解体した経緯はございますけども、交渉等は大分難航した経緯がございます。以上です。

○赤羽委員 押切住宅の質問……

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 (続) 質疑できませんでしたので、この次にさせていただきます。

○海東委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 取手駅地下通路のトイレ新設について、お聞きいたします。令和6年度で設計までは予算化されましたけども、工事完了までの見通しについてお聞きいたします。

○海東委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 環境対策課、村松です。細谷委員の御質疑に回答させていただきます。取手駅前公衆トイレの設計については、本年1月に業者が決定いたしましたので、現在JR側と協議を行いながら工事の設計を進めております。令和4年4月末【「令和4年4月末」を「令和7年4月末」に発言訂正】に設計の完了見込みとなっております。また、工事費などについての予算につきましては、令和7年6月補正を予定し、令和7年度内に工事を完了、令和8年度に供用開始を目標としているところでございます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 次に、この新しいトイレの概要についてお聞きいたします。

○海東委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 環境対策課、村松です。すみません。先ほどの御質問についてなん——質疑なんですけど、私のほうで設計完了見込みを「令和4年」と申し上げてしまったところなんですけど、「令和7年4月末」に訂正させていただきたいと思っております。

○海東委員長 本職は訂正を認めます。

○村松環境対策課長補佐 すみません。環境対策課、村松です。トイレの概要につきましては、現在のトイレの面積は37.29平米なのですが、新設のトイレの面積は100平米程度で、男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレを予定しています。現行のトイレは男女とも和式ですが、洋式へ変更し、数も増設予定です。また、バリアフリートイレはオストメイトの設置やバリアフリーの基準対応を行います。詳細につきましては、現在、設計の中で進めているところでございます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 今まで——今の駅前トイレよりも格段に充実するかと思います。このトイレが新しくなることによって、市民の皆様が期待できる効果はどのように考えているのか、お聞きいたします。

○海東委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 環境対策課、村松です。新たに清潔で整備されたトイレが設置されることで、取手駅の利用者や取手市を訪れる方が快適に過ごすことができ、地域の印象をよくすることができると期待しています。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ありがとうございます。こういうものこそネーミングライツにふさわしい施設かと思いますので、みんなで愛して育てていきたいトイレだと思います。

続いて、桑原開発についてお聞きいたします。各関係者の状況についてお聞きします。まず、国の状況、どのような状況であるのか、お伺いいたします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 都市計画課、中村です。細谷委員の御質疑にお答えいたします。現在、桑原地区における開発計画の国との協議状況につきましては、昨年夏に都市計画決定に向けた農林調整が進捗したことで、今後は茨城県において関係省庁との法定協議等を行う準備を進めていただいております。この協議につきましては、次年度——令和7年度に入ってから進めるとの見通しを県から伺っているところでございます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ここでは関係各省——農林協議はお聞きしてるんですけども、ほかの省でいくとどういうところがありますか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 農林水産省に加え、国土交通省、経済産業省、環境省などが挙げられます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 続いて、県の状況についてお伺いいたします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。桑原開発に係る茨城県の状況でございますが、先ほど御説明いたしました、都市計画決定の手續の準備を進めていただいているところでございます。具体的にはかなり膨大な業務になりますが、都市計画図書の校正の作業

を進めていただいているところです。次年度には、都市計画手続を進めていただくとともに、準備組合におきまして——茨城県と準備組合におきまして、区画整理事業の事業認可に向けた協議も進めていく予定となっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 続いて、事業協力者の状況についてお伺いいたします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。事業協力者の状況としましては、昨年、地権者の皆様に立ち上げた借地契約に係る賃貸予定者会との借地契約協議が進められております。また、意向調査の結果を受けまして、土地利用計画の修正作業を進められていただいております。修正作業が完了次第、地権者の皆様へ御説明していただく予定となっております。次年度は契約条件の整理を終えて、予約契約の締結作業に移行することを想定しています。円滑な協議が進められますように、必要な情報等については適宜提供して、側面的に支援していく計画でございます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 土地利用計画の修正、そして、そうであるとする都市計画図書も動いてくるだろうというように思います。その上で予約契約、ここまで行けば見通しは出てくると思うんですが、まだまだ難関は残ってるなというふうに思います。この予約契約などを確実にするためには、土壇場でやめますよというようなことがあっては、西口みたいなことになると大変なことになりますので、その辺確実にやっていただくという意味においては、準備組合の状況、どういう状況かお伺いしたいと思います。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。準備組合の状況としましては、昨年12月に実施しました地権者の将来土地利用の意向調査の取りまとめを行っております。調査結果に基づく事業計画案の修正等を進めているところでございます。この調査結果を受けて、地権者の意向と土地利用計画の調整、それから換地のルールづくり、本組合の運営ルールなどについて、準備組合の理事会を中心に検討作業に着手しているところでございます。次年度におきましては、これらの地権者の土地利用調整を終えて、本同意の御判断をいただけるように作業を進めていく予定となっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 事業計画案等の修正というのが出てきましたけども、地権者の意向も把握されてると思うんですけども、当初と現段階、変化があったのかどうか。現段階でこの開発、土地を提供すると言ってる人たちがどのぐらいいるのか。その土地利用の意向調査、この取りまとめた状況についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。直近で申し上げますと、令和4年と令和6年12月の2回の意向調査がございまして、令和4年の場合ですと、事業協力者に土地を貸したいという方は全体の7割でございました。売却意向の方が1割、自分で使いたい方が1割、そして検討中の方が1割という割合でした。こちらが令和6年12月の調査意向

に——調査結果になりますと、事業協力者に貸したいという方は6割、売りたいという方は——売却したいという方は2割、自分で使いたいという方は1割で、検討中が1割というふうな形になっております。以上でございます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この数字を見ると、事業の開発ということでは、貸したいあるいは売りたいということは、開発に協力してもらえないかというふうに読み取れると思います。自分で使いたいという方は全く開発ということではなくなると思うんで、大体8割というような見立てでいくとすると、今までつくっていただいた計画、ある程度の変更が出てくるんじゃないかというように想定されます。この辺について、またそこにはどうしても動かせないもの、JAの駐車場やあるいは消防署や警察についても、まだこの先、どうなるのかという見通しもまだお伺いしてない状況ですから、まだまだ課題は多いというふうに思います。ただ一方、期待感も相当高まっているんですよ。私どもの身内から言えば、あそこに温浴施設ができれば本当にありがたいねと——近くに今いますもので、そういう一つ一つ取っても大変期待は高まっている状況でございます。何とか見通しを立ててもらいたいというようにも思うんですが、これは地権者の皆さんのとこだけに焦点が当たってますけども、やはりその近隣の方たちの協力なくしては進まないだろうというように思いますんで、この近隣の方……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○細谷委員 （続）への説明など、あるいは周知など、どう考えてるのかお聞きしたいと思うんです。例えばこの区画ができますけれども、商業地ができますけれども、そこにアクセスする道路は様々なところから入りますんで、周辺の方々はいろんな心配があると思うんで、その辺について、どのような対策練られているのかお聞きしたいと思います。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。細谷委員の御指摘のとおりかと思えます。都市計画決定によりまして周辺住環境が大きく変化することから、周辺地域の皆様にも本開発事業に対して御理解をいただくことも重要と考えております。特に地元の区長様からは、桑原開発の概要や交通対策、それから雨水の対策などについての御説明を求められておりますので、それらを——の点を重点的に御説明していきたいというふうに考えております。対象といたしましては、桑原地区に隣接する地域として、地元の区長さんの皆様と御相談させてもらいながら、区長さんもしくは班長さんを中心に参加者を募集させていただいて、出前講座方式で御説明を行うということも想定しております。以上でございます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 御心配されてる点のところでは雨水対策というのが出ました。ここは浸水危険地域で——色が染まっているところですけども、雨水対策での御心配というのはどのようなことが指摘されてるのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。今回の開発地につきましては、多く田んぼを擁しておりますので、そちらのほうのお水が、雨が降ったところが集落のほうに、いわ

ゆる地区のほうに、既存市街地のほうに逆流するのではないかと、あふれてしまうのではないかとといった御質問、御不安をいただいてるところでございます。こちらにつきまして、はっきりと、地区の中に降った雨については調整池という形で大きく——大きな池に溜めて、ここへ調節をしながら相野谷川に流していくという計画と、当然その調整池のほうに流れていくように、地区全体に相野谷川に向けて勾配をつけて、坂道にしていって地区のほうに——いや、地区外のほうに、雨水が入っていかないように計画をしているところでございます。以上です。

○海東委員長 最後に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、立地適正化計画策定に要する経費のところでは出されておりますが、令和7年度実施予定のこの計画の検証・見直しの内容を具体的に伺います。そこで先ほど入江委員からもありましたが、防災指針についてはダブりますからいいです。施策の実施状況・達成状況などどうなのか伺います。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。お答えいたします。まずは、施策の見直しということで、目標とかを数値化してるところがありますので、こういったところの実現状況などを検証していきたいなと考えてるところでございます。もう一つは、防災指針のほか、先ほども答弁させていただきましたが、桑原地区の表記の仕方について、具体的に誘導地域のほうに移していくような方向で考えているところでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この立地適正化計画が出されたときに都市機能誘導区域に存在した北保育所とか、それぞれ公民館とか、これはどうなるのかと伺ったら、これはそのままですという話だったんです。そして防災計画に基づき策定した浸水想定5メートル以上の区域、桑原地区を新規活力創造拠点と位置づけたけれども、この問題について、立地適正化計画と、また他の計画との整合性というのは図られてきたんでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 立地適正化計画の当初策定に当たりましては、関係各課との調整しながら進めておりますので、そういったところも考慮した計画になっていると考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますとこの計画策定については、そうした問題がある中でどのように今後考えていくのか、特に保育所の問題、公民館の問題、都市機能誘導区域に存在したそうした施設については、どのように考えていくんでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 立地適正化計画につきましては、令和2年度に策定して5年が経過したところですが、計画年度自体は20年という長い計画の中で、基本的な考え方は踏襲していきたいと考えているところでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これはこの続き、予算委員会にお任せします。

次に、西口問題についてなんですが、都市計画決定の停止となった今、そのことについての十分な反省は聞けなかった。私の一般質問でもそういう答弁だと思いますが、市は最大限の助言、技術的援助を行ってきた。最終的な判断は地権者であり、市のほうの努力不足とは考えていないと答弁したわけです。こうしたことから、一般の市民の方から、市の答弁は一部の地権者のわがままの結果だと、このように受け止めているという問合せがありました。どうなのでしょう。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。現在、都市計画決定の手续が停止ということになっておりますけれども、こちらは一部地権者が再開発事業へ参加しない旨の意向を準備組合に対して示したことによりまして、再開発事業の施行予定区域が変更となる見込みとなったことから、準備組合から市に対して、その手续の停止の依頼を受けたことによるためでございます。一部地権者の意向によりまして、今回、施行予定区域が変更となるという見込みになり、都市計画決定の手续を停止することにはなりましたが、これは自分の土地を御自身で利用したいといった地権者の判断を準備組合が最大限尊重したことによるものであるため、都市計画決定の手续の停止に関しましては、市が反省するといった性質のものではないと考えておりますが、これからも準備組合には寄り添いながら、最大限、助言や技術的援助などを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 繰り返し言わなければならないんですが、私も何回も一般質問でこの点について伺ってきました。そもそも20人が8人、そして今度はもっと減っていくよという話なんですが、都市計画決定停止に至った経過は、地権者の合意形成を図れなかった、それが一番だと思うんですね。同意もなく移転解体に着手して、十数年かかっても同意に至らない、こうしたのは市の責任であると思います。私もこれまで言ってきましたが、何回か、土地利用構想計画を策定したり、再開発基本構想など進めてきた、これは全て取手市なんです。そうしたことが住民の地権者の方と一致しなかったと見ていますが、それでいいですね。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。まず、今委員がおっしゃいました建物の解体というところからお話があったと思いますが、まず建物の解体というものは、市が施行者である――施行者となって区画整理事業を行ってきたことによって、市が直接的に行ってきたものでございます。そしてこの再開発事業ですが、この再開発事業は、換地を受けて、A街区の方々が、この後の土地の利用をどう進めていこうか、考えていこうかというところで、新たな高度利用をどう図っていくべきかというところでお考えになってきたものでございます。もちろんそこには市も一緒になって考えながら、取手の駅前あの土地をどう反映させていくのかということと一緒に考えてきました。そういう中で再開発事業が最も市の発展、そして西口地区の発展には望ましいだろうということで進めてきたところでございます。その上で様々な検討一

—今後どのように制度設計をしていくの——制度といいですか、建物から計画からそういうものやっいていこうか、再開発の中でどのような建築物が望ましいのか、そういうところを考えながらやってきたところでもありますので、そういった中の様々な検証を進めていく過程の中で、最終的に地権者の皆さんが、先ほど課長もお話ししましたがけれども、個別がいいのか、再開発となって一体的に進めていくことがいいのか、熟慮の上にそういう御判断をされたということでございますので、この点は重ね重ねお話しさせていただきたいと思います。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 なかなか合意に至らないのが現実であります。それに加えて、この大きな問題は、図書館等複合公共施設整備計画を再開発事業に持ち込んだことが、地権者の同意を一層困難にしたのではないかと。いずれもトップダウン、乱暴な市の進め方が失敗を招いた。やり方は間違いなかったと言い訳すればするほど、その再開発事業そのものに問題あったと私は受け止めておりますが、市の責任は免れないものだが、今もってこれは考え方は同じなんではなかうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。まず、公共施設の導入につきましては、こちらは地権者の皆さんから要望をいただいた中で、地権者と共に市が検討を進めてきたということでございますので、市が独自に検討しているというわけではございません。また、この事業につきましては、もちろん先ほど部長からもございましたとおり、地権者の皆さんが御自分の土地の活用方法を検討した上で、共同化による再開発事業が最も望ましいという判断に至ったことから、現在、検討を進めている事業でございます。そういったことでございますので、市のトップダウンによる事業の選定というわけではございませんで……

〔「トップダウンでしょ」と呼ぶ者あり〕

○中村中心市街地整備課長 (続) しっかりと地権者の皆さんと協議をしながら進めてきているということでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この問題はもう繰り返して延々と続きますので、これで終わりにします。市の責任は免れない、それだと私は考えております。

次、観光行政です。取手市と観光協会は一心同体との関係ではないか、これをただします。一般質問でも行いましたが、観光協会への市の補助金、これは……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○加増委員 (続) 一般会計という形で入っております。観光協会へね。昨年12月で市の答弁は、取手祭実行委員会に出していると繰り返していましたが、お祭り、例大祭に出していたのが事実です。取手市は観光協会とのまさに一心同体となっており、観光協会を隠れみのにする観光行政の在り方、見直しが必要だと考えますが、いかが受け止めてますか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。
これまでも申しさせ——申し上げさせていただいてるとおり、観光協会のほうは行政機関のみではなく民間企業、市内の業界団体、また市内事業者の皆様などで構成される団体となっておりまして、市とは別の組織というような形になっております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 憲法 20 条の話も一般質問でもさせていただきましたが、この観点から見ても、市は取手祭実行委員会に出していると繰り返しておりますが、実際は例大祭に出していたことが事実なんです。この憲法 20 条の観点からはどう受け止めているのか、やはりこれは抵触していると思いますが、それでも、取手祭実行委員会に出しているから、これは抵触しないという考えを貫く構えなんでしょうか。再度伺います。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 取手の夏祭りに観光協会の補助金を出しているというように点につきましては、八坂神社の——祭礼、こちらはコロナ中も行われているところがあつたんですけども、お祭りのほうは令和 2 年から令和 4 年まで中止されておりました。その間に観光協会の補助金というのは、取手祭実行委員会のほうに補助はしておりません。それはお祭りがなかったからということでございます。それで令和 5 年と令和 6 年、こちらにつきましては祭りのほうが開催されるようになりまして、その取手祭実行委員会に対して補助をさせていただいてるといって観光協会の会計になっております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 あのとき……

〔岩井議会事務局主事ベルを 2 回鳴らす〕

○加増委員 (続) チラシもありましたけれど、例大祭のお知らせです。それに直接出しているということは誰が見ても分かりますが、隠れみのではないかと……

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 (続) と思いまして、終わります。

〔笑う者あり〕

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 申し訳ありません、産業振興課の海老原です。議案外の質疑のところで、染谷副委員長のほうから最初の御質疑のほうで、市で後援している件数というところで、私のほうでお答えできなかったところなんですけど、令和 6 年度、これまで市の後援件数は 34 件、また教育委員会のほうは、今年度これまで 105 件というところで報告させていただきます。よろしくお願いします。

○海東委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論ございますか。
加増委員。

○加増委員 一括ですね。

○海東委員長 一緒をお願いします。反対からお願いします。

○加増委員 反対します。それは——反対の内容は、20号と15号西口関係と、競輪事業24と18ですか、その反対についてです。

まとめて西口なんですが、令和7年度は区画整理事業の終息に向けた予算計上ですが、32年間も経過した税金投入も220億円にもなっていました。事業の進め方の問題点は繰り返し議会でも指摘してまいりました。過大な税金投入は、市民生活にも大きく影響を与えてきました。市は今こそ、しっかり反省を行うべきです。市長の反省の言葉は聞かれませんでした。反省を行うべきです。また再開発事業について、都市計画決定が停止になった今、地権者との協議が不十分だったことが浮き彫りになっております。さらには再開発計画の見直し——再開発計画によってさらに税金投入は明らかであります。こうした再開発はやめるべき、市は撤退するべきだと考えております。以上、反対です。

それから競輪事業——24号と18号になりますか。これまで競輪事業についても同じく反対してまいりました。競輪事業は公営ギャンブルだと指摘してきました。今、ギャンブル依存症が問題になっております。先ほども質疑の中でお話ししましたがけれども、ギャンブルとポイントカードがセットになって問題になっているというのが、新聞紙上、NHKでも報道されております。そういう中で開催が——今まで2回だった開催が3回に増えていくということは、さらにギャンブルする——ギャンブル人口を増やしていくということになるのではないかと。私は大変これは問題だと思います。それからギャンブルで得た財源に頼るのではなく、ギャンブルのない町、そして依存症に対してはしっかりと取手市は対応すべきことであり、そもそもの大本である競輪事業はやめるべきだと考え、反対いたします。以上です。

○海東委員長 そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第7号、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第7号は可決しました。

議案第8号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第8号は可決しました。

議案第9号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 9 号は可決しました。

議案第 10 号、取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 10 号は可決しました。

議案第 12 号、市道路線の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は可決しました。

議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 14 号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

議案第 15 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 15 号は可決しました。

議案第 18 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 18 号は可決しました。

議案第 20 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 20 号は可決しました。

議案第 24 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 24 号は可決しました。

これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。請願の審査は午後 1 時を予定しております。請願審査に係りのある執行部の皆様は時間までにお集まりください。

午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○海東委員長 再開します。

これから、請願の審査に入ります。それでは、請願第6号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書を議題といたします。

ここで報告いたします。請願第6号については、1名の追加署名が提出され、代表者外1人となりましたのでご承知願います。本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより1請願につき1回で5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは岡野さん、発言をお願いいたします。

○岡野請願提出者 茨城労連の岡野と言います。本日は、取手市議会においてこのような意見陳述の場をつくっていただき、ありがとうございました。石破首相が、2020年代に最低賃金を1,500円にするというふうな発言をするなど、最低賃金は現在、社会的にも政治的にも大きな問題になっていて——いますけれども、私たちは日本の最低賃金は3つの問題点があるというふうに考えています。1つは、欧米に比べて最低賃金が低いということで、アメリカでは15ドル以上、ヨーロッパでは2,000円以上が当たり前ということで、日本の加重平均が1,055円ですから、欧米に比べると2分の1、約半額でしかないというところですね。そして最低賃金は、全労働者の40%以上を占める非正規労働者の低賃金をつくり出しているという問題、特に非正規労働者の7割以上が女性、市町村の会計年度任用職員は80%が女性で、看護・介護・保育等のケア労働者の低賃金をつくり出しています。また、男女間の賃金格差の最大の原因になっています。私たちは請願書にあるとおり、最低賃金1,500円を早急に実現して、1,700円を目指すことを求めています。

2つ目の問題は、最低賃金が全国一律制ではないため、日本では都道府県によって最低賃金額が異なっているという問題です。関東は格差が最大で、東京は1,163円、神奈川が1,162円、埼玉が1,078円、千葉が1,076円で、取手とか守谷なんかの県境の地域の労働者は、最低賃金の高い、また時給が高い東京や千葉、埼玉で働いて茨城では働かなくなってしまう、結果的に茨城の中小企業や医療・保育現場で人手不足が深刻になっているという問題があるということです。東京なんかは生活費が高いからという意見もありますけれども、しかし実際には都市部は住宅は高いけれども、地方は交通費が高くて、特に車がないと生活できない茨城では、ガソリン代の高騰で生活が大変になっていて、東京と茨城の生活費はほとんど変わっていない——ほとんど同じだというふうに私たちは考えていますということです。

それから3つ目の問題は、最低賃金を引き上げるに当たって、中小企業が欠かせないというふうに思っていますけれども、中小企業が全く進んでいないというところなんです。日本では法人税の減税などで大企業優遇の政治が行われていますけれども、中小企業支援は非常に不十分だということです。中小企業の方から聞くと、労使半々で負担する社会保険料の事業主負担が重くのしかかって、賃金を上げると事業主負担が高くなってしまって賃金を上げられないんだというような話をよく聞きます。こうした中で茨城県は、岩手県や徳島県の先行事例に倣って、昨年の10月から——10月に1,005円から1,010円に企業内最低賃金を引き上げた中小企業を対象にして、今年の4月以降、35円以上引き上げて1,040

円にした場合は、1事業所当たり50万円を限度に正規5万円、非正規3万円を支給する茨城賃上げ支援事業というのを始めています。こういう県での取組を踏まえて、国でもきちんと中小企業支援事業というのをやってほしいなというようなところでいて、そういう国の動きを……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○岡野請願提出者 （続）促すためにも、市町村議会のほうで意見書を上げて請願を採択していただいて、そして意見書を上げていただくということが非常に重要になっていますので、ぜひ取手市議会のほうでも、御検討の上で意見書の採択・提出のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○海東委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

加増委員。

○加増委員 御苦労さます。今説明の中で、②全国一律制でないため最低賃金の高い県都に——都県に労働者が流出して人手不足が深刻化しているということなんですが、具体的に茨城県の中でこの取手市はお隣、東京であり千葉であり、ここでの流出って大きいと思うんですが、特に県内の自治体の流出の大きいところというのは、どのぐらいつかえますか。

○海東委員長 岡野さん。

○岡野請願提出者 実際にどれだけというのは、ちょっと私たちではよく分かってない部分はありますけども、しかし、実は私五、六年ぐらい前まで高校の教員やってて、取手松陽高校に勤めていたことがあって、20年以上前の取手松陽高校の生徒に聞いたことあるんですよ、「君たちは何で取手でアルバイトしないの」、そしたら、「先生、何ばかなこと言ってんですか、最低賃金があるから、茨城は低くて千葉・東京は高いんだから、当然、東京で働くのは当たり前でしょう」というふうに言われていて、だから、やっぱりその20年以上前の高校生が考えたと同じように、取手市内での人たちは千葉や東京で働くのが当たり前になってるんだなというふうに思っています。で、特に医療関係なんかのとか保育関係なんかの場合に人手不足が深刻なので、東京とか何かだと、いろんな意味での住宅費補助をするからとか、そういう形で、そして、最低賃金が高いというのは、最低賃金が高いだけじゃなくて、高いところほど時給も高くなってきてるわけですから、だから、若者が他県に流出するというのは当然そうなるのかなというふうに思っています。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 私も議員になってちょうど20年ぐらい前でしょうか、当時の首長に取手市内の高校生が——今松陽高校とおっしゃいましたけど、そういう市内の各地域にありますよね、高校が。その高校生が取手市内に就職しないということが明らかになった中で、市としてはそこをどう働きかけていくのかという質問をしたときに、やってませんという、そういう態度でした。そういう中で今現在、茨城県取手市内の高校、5つありますけれども——公立高校5つありますけれども、取手市内への就職は、実態は皆無に近いという現実なんですか、そこでの問題点あれば伺います。

○海東委員長 岡野さん。

○岡野請願提出者 やっぱりそういう話はよく聞きますよね。やっぱり時給が高くて——高くなれば、当然そっちのほうがいいというのは当たり前だし、それから、取手ってそうなんですけど、ちょっと自転車で行けば千葉県になっちゃうじゃないですか。それが例えば1日かけないと他県に行けないとかという、そういう地域ではないので、だからやっぱりそういう面で移動が簡単なので、当然時給の高い千葉や東京に行くのが当たり前というふうになってるんじゃないかなというふうに思っています。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この茨城県の近くで、東京が最賃が1,163円、埼玉が1,078円、千葉が1,076円、神奈川が1,162円となりますが、この物価が高いから最賃が高いとこれまでは言われてきたんですが、茨城県の中で生活するには、物価が低いからとかそういう状況の中で低い状況だと、そこで住んでいる若者は、車がないと生活できない、出かけられない、逆にお金がかかるという状況が出されていて問題になっていますが、そういう実態をどのようにつかんでますか。

○海東委員長 岡野さん。

○岡野請願提出者 確かに都市部は住宅費は高いんですよ。でも、やっぱり地方に行けば交通費がかかってしまって、車の維持費であるとかガソリン代とかということであると、あとの——何て言うんですか、お店で買うものなんかは、もうほとんど同じような値段で売ってたりするわけだから、だからほとんど変わってないんです。だから、都市部のほうが生活費がかかるんじゃないかというのは、間違ったというか、事実を認識してないというだけの話で、実際には茨城のほうがかかっているという。今、ガソリン代が物すごいじゃないですか。そういうふうに言っていて、で、国会の審議なんかでもこの前聞いてたら、やっぱりガソリン代が高過ぎるのは地方の負担が非常に大きいんだから、地方の負担を減らすためにも、ガソリン減税をきちんとやるべきだみたいな意見を言ってる野党議員さんがいましたけども、まさに、そういう面で地方の生活費が上がってしまうのは、やっぱり交通費・ガソリン代があまりにも高過ぎるという問題だと思います。

○海東委員長 そのほかありませんか。

石井委員。

○石井委員 現役世代の負担率が今、社会保険料50%に迫っていて、本当にこのままでは社会保障制度自体が立ち行かなくなり、本当に大変な状況になっていく中で、この請願の2項目めの「社会保険料の事業主負担の軽減」とあるんですけども、これどんなイメージをされてるのか。例えば社会保険料に関しても、年金、健康保険とか様々な分野があるんですけども、どういった部分をイメージしてるのか、もしあればお願いします。

○海東委員長 岡野さん。

○岡野請願提出者 私たちが考えてるのは、やっぱり医療費の部分とそれから年金の部分で、社会保険料はその2つを対象にして納めているわけですけども、社会保険料というのは御存じのように、労使半々なんです。例えば10万円かかったら、経営者側が5万円で労働者が5万円という形です。で、私たちが考えてるのは、この社会保険料の負担を例

えば国と事業主と労働者で3分割するみたいな、そうすると3分割すると、10万円だったら大体3万円ずつみたいな形になるわけで、そうすると企業のほうでも、やっぱりそれだったら賃上げできるかなみたいな、賃上げしてもいいかなみたいなふうな気持ちにはなるんじゃないかなというようなところです。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 今、社会保険料の部分で、75歳以上の後期高齢者の部分について、例えば10割あったとしたら4割が現役世代が仕送りをしてる状況なんです。今、国のほうでも議論されているのが、そういった75歳以上の方にも多少負担をしてもらう。その中でも医療の部分に関しては、例えば湿布だったりとか薬局で買えるものはもう薬局で買いましょうという流れにもなっているんで、そういった医療の部分のところもやっていくのかなと思っておりませんが、分かりました。ありがとうございます。

○海東委員長 そのほか、ありますか。

入江委員。

○入江委員 入江です。よろしくお願いします。今の社会保険料の件なんですが、国も3分の1負担するとなると、国民年金、国保入ってる人との不公平さが出てくるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうお考えでしょうか。

○海東委員長 岡野さん。

○岡野請願提出者 すみません。ちょっと不公平さというのがよく分からないので。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 国保とか国民年金は、全額自己負担してるわけですね。でも、厚生年金だとか社会——健康保険は企業が半分、自分が半分という制度ですよ。それを国が3分の1出すとなると、国民に対して、それを受けられない人もいるわけじゃないですか、国保と国民年金の人は。だから3分の1国が出すという御提案だと、すごくそこに不公平さが出てくると思うんですけど。

○海東委員長 岡野さん。

○岡野請願提出者 ありがとうございます。言ってる意味が分かりました。ただその辺、そういうふうに考えたときに、逆に国保のほう負担額そのものは少なかったりもする部分もあるけれども、でも、負担してる人にとってはそうなんだろうと思うんで、それはそれとして、やっぱり国が——社会保険料の負担を国がするという場合には、やっぱり国保に対して——じゃあ国保に対してもこういうふうにするよというふうな決断が必要なんじゃないかな。ただ、今私が政治家でも何でもないので、こうしたほうがいいよというような意見までは言えないといったところです。申し訳ないですけど。

○海東委員長 そのほかありますか。——なしと認めます。これで請願第6号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。

岡野さん、ありがとうございます。退席していただいて結構です。

委員から執行部への確認を行った後、請願第9号の審査を行います。

○岡野請願提出者 ありがとうございます。

○海東委員長 それでは、請願第6号について、執行部に確認したいことがある委員は挙

手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、これで請願第6号の審査を打ち切ります。

次に、請願第9号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願を議題といたします。本請願につきましては、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。

それでは菅谷さん、請願提出者席にご移動願います。

なお、発言は申合せにより1請願につき1回で5分以内となります。残り1分でベルを1度鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは菅谷さん、発言をお願いいたします。

○菅谷請願提出者 菅谷です。昨今の一昨年から続いている米の価格の高騰、皆さんテレビとかそういうので御承知でしょうけども、この米の価格の高騰に対して消費者は、いつ終わるのか、いつ普通の価格になるのか、大変皆さん関心を持っているところだと思います。ここ1週間ぐらいの間は、国が所有している備蓄米、これを放出されれば、米の価格は落ち着くんだろかなというような見解を持ってる人が多数いると思います。現実はどうなのかといいますと、今日現在の価格で、60キロ1俵4万7,000円、それに税金別というような今日の価格であります。そうした場合に、今日入札が——備蓄米の入札があるんですけども、備蓄米というのはあくまで国が保有してる米なんで、自分の好きな米を買うということはできないんです。銘柄別に何が何万トン、何が何万トンというふうな表示をされてます。従前は備蓄米に対して、1年古米は仮に1万5,000円とか、2年古米は1万4,000円とか、そういう価格で入札されます。そのときに何を入札するかというと、数量を出しているわけです。仮に私が1万トンの申込みをした場合に、申込み多数となった場合には、それを案分して、多数の申込みがあったんだけど、1万トンの申込みに対しては1,000トンしか落ちませんとか、そういうような入札を今までやってきました。今回は価格の入札なんで、高い値段を入れた人から順に入札を落札されると。人気銘柄というのは、宮城の「ひとめぼれ」と山形の「はえぬき」と、これが二大銘柄。「コシヒカリ」は各県少しずつなんで、まとまっている数字はないという状況であります。その場合に、青森の「まっしぐら」もあるよ、新潟の「こしいぶき」もあるよというような表示はなされていますけども、入れる袋がないんで、入札で米を落としても販売はできないんです。これ新たに備蓄米の「ひとめぼれ」とか、備蓄米の「こしいぶき」というような袋を作るといったって大変なもので、じゃあそういう米は仮に入札した場合にどこに流れていくかということ、全て業務用の米に使われてしまって市場に出る米はないんです。

私が言いたいのは、ここまで値上がりしちゃうと、今年取れる米も幾らで買えるかは分からないと。もう早いところは、田んぼの田植もやってないうちから買いに走ってる——外食産業です、何々ですとかと言って買いに入ってる。その価格もかなり高額な値段つけているんで、秋口に1万5,000円に戻りますよというような保証はないと。今日の備蓄米、幾らで入札するんだということいろいろ話はしてるんだけど、60キロ1俵3万5,000円入れないと入札落とせねえというような価格になっちゃうと、3万5,000円で入札した

米を販売したってかなり高価になっちゃうから、今年の秋口の米も安く買うということは可能性的に無理だと。それで私は思ったんですけども、農地を見てても、高須地区にも耕作放棄地たくさんあるし、藤代だけじゃなくて取手市見ても耕作放棄地たくさんあるんだから、学校給食の米だって何だって高い米では大変になっちゃうし、集まらなければ、米びつ空っぽで給食に……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○菅谷請願提出者 （続）出す米もないということじゃ困っちゃうんで、何かその辺を考えた上で対策を取っていかないと、次期秋口には大変になっちゃうんじゃないかなということで、請願を出させていただきました。

○海東委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

細谷委員。

○細谷委員 これは請願者の地元だから分かるかと思うんですけども、7ヘクタールの放棄地、高須にあるということなんですけども、これは可能性あるというような土地なんですか。

○菅谷請願提出者 これは、私が常日頃見て……

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 （続）これは私が常日頃、生活道路を走っていて、道路際にある条件のいい田んぼがなぜ耕作放棄地になってるのかというので、それを見た上で7ヘクタールぐらいは高須にあるなど。取手市全体では60ヘクタールぐらいあるとか。また、高須地区には町営住宅・県営住宅建設予定地の田んぼも——これは所有者は市であるわけだから、それを返却されればそこも耕作放棄地になる可能性があるから、そういうものを活用して米作りのほうに方向転換を向けないと駄目なんじゃないかなと。ましてや学校給食の米というのは市内の小中学校で使うわけですから、分散した中で田植をやってくれる人とか、稲刈りやってくれる人に費用を払って作業をやってもらって、最終的に農業公社にもみを持ち込んで、そこで玄米にしてもらえば、60キロ1俵、全部費用を払っても、原価は私ちょっと計算したんですけど、1俵1万円ぐらいの原価なんですよね。その1万円の原価でできる米を5万にもなっちゃったんでは、これは税負担なのか、あるいは消費者の懐の財布の問題も当然発生してくるでしょうけども、基本的な部分はそれぐらいのものを持っていないと、取手市というのは農作物の地域なんで、工業地じゃないんで。そこらを生かしてお互いに各市役所の担当課もコラボして、農業委員会さんとか農政課さんだとか、あるいは教育委員会とかあるわけだから、みんな協力した上で、田植は隣の田んぼの人にやってもらおうとか、そういうのを調査して行ってやっていけば、60キロ1俵1万円の米が生産できると。そうすれば給食の関係の負担もなくなるという状況で、それをやらないでいると、今年の秋は1俵3万円計算になりますからとか、4万円計算になりますからという、物すごい税負担になっちゃうんじゃないかなということです。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 その、やる前の段階でこの放棄地を耕作しようとするというと、その所有者

の了解がなくちゃいけないと思うんですけども、このやる場合、その耕作放棄地となったと思われるところを買い取ってやるのか、借りてやるのか、そういう協力は得られる見込みはあるんですか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 耕作を放棄してるという人は、もう放棄しちゃってるわけだから、早く言えばその田んぼにかかるお金は何かというと、市から発生する税金。税金というのは、田んぼだから1反分300坪でも1,000円ぐらいしかかかってないわけだから。じゃあ幾らなら貸してくれると言った場合に、大体市が提示している作業工賃とかそういうものの中で60キロ——田んぼならば1俵払えば貸してくれるというのが通念相場なんで、その税金の部分を見るか、あるいは岡堰の水利費で借りちゃうか、あるいは1俵の米代やって、それ全部、地権者にあれだということを丁寧に説明すれば、生産者もう作業することできないで困ってる。それでそのあと放置すると、もう草がぼうぼうになっちゃって余計問題が起きるということだから、一石二鳥じゃないけども、お互いにコラボして考えてやれば、そういうものは全て解決するんじゃないかなと思ってるのが私の考えです。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 それは高須のところなんですけども、その隣にも市が所有してるところがあるというようなお話だったんです。これは市だから、話さえつけば、民間の所有者とは違って、趣旨が合えば十分可能性はあると思うんですが、この土地についてはどんなふうに考えてますか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 市が所有してるという土地は、従前に藤代町時代に町営住宅、県営住宅建設するということで、それを買い求めた田んぼだと思います。当時はそこを10アール当たり3,000万ぐらいで行政区は……

〔「そんな難しいことは」と呼ぶ者あり〕

○菅谷請願提出者 (続) えっ、当時は3,000万で買ったと。米余っちゃってどうしようもないという時には、田んぼ1反歩30万でも要らないなんていう時代もあったんですけど、実際買い求めているのは10アール当たり3,000万で買ってるんです。そこで町営・県営住宅できないちゃったんで、地権者もいるんですけども、30年契約で地権者に地代を払って、去年か今年に返却になって、そこを市は桜が丘の埋立てに造った道路が残ってたんで、それを全部きれいにして、今はもう真っ平らな状況になったみたいですけど、これも莫大な費用かかったと思うんですけど、そこを今後どうするかというのを考えないと、どうせ8月には草ぼうぼうになっちゃってまた荒れ地になっちゃうから。そこも農業公社と近いから、近所の生産者とかそういう人に御協力いただいて米を作ってあれすれば、それは米は市の財産になるわけだから。これはじゃあ給食に使いましようとか、あるいは市のほうでふるさと納税に使いますと言ったって、それは市のほうが決定することなんで、私らには権利はないからあれですけども、何かいろいろコラボしてやらないと、草ぼうぼうになっちゃって、農業委員会のほうで草刈ってくださいとか、農業公社で草刈ってくださいといったって新たな費用発生しちゃうから、今度収益を生むほうに思い切ってみんな

であれして——改善していったほうが私は無難ではないかなと思ってます。

○海東委員長 細谷委員

○細谷委員 最後になりますけども、市が10アール3,000万で買ったところ、それを菅谷さん、耕作すれば、これは回収できるぐらいの生産量になるんですか。3,000万円回収できるんですか。

〔笑う者あり〕

○菅谷請願提出者 なかなかその3,000万円の……

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 (続) 3,000万円の土地代というのは当時の価格ですけど、その収益改善というのはなかなか難しいでしょうけども、やっぱり行政としてのモラルを考えれば、当時は3,000万円で買ってしまったけども、今は草ぼうぼうじゃなくて、こういうふうにして米を作って給食に役立ててますとかそうすれば、それは時代は変わっちゃっているわけだから、ある程度、行政からの市民に対するイメージとかそういうのも変わってくるんじゃないかなと、私はそう思ってます。

○海東委員長 そのほか。

赤羽委員。

○赤羽委員 菅谷さん、大変面白いお話ありがとうございました。あの土地は、県は買いましたけれども、市は買っておりません。県【「県」を「現在の取手市」に発言訂正】は30年の借地権——借地で借りまして、それが平成7年に借りたものですから、今年でちょうど30年の借地期間が終わります。それを地主さんのほうと相談して、地主さんのほうにそれを返還すべく、今、原状復帰をやっているところだそうでございます。これは今朝確認取りました。その土地は市に帰属する土地ではなくて、もう完全に地主さんのほうにお返しすると。地主さんの希望で、畑に直してお返しするということだそうでございます。ですから、それを市が勝手に使うことはできませんので、もう。御承知おきください。

それから、60キロ1俵1万円ぐらいでできるというお話ですが、それはちょっと私は疑問に思ってるんですね。大体今のお米の——今年は特別高いですけども、ここ二、三年前までのお米の値段が果たして適切であったかどうか私は疑問なんです。というのは、私が米屋の手伝いを随分してましたんで、その頃、今から30年ぐらい前、その頃も大体1俵2万円ぐらいでした。ところが、今から二、三年ぐらい前は1俵1万3,000円ぐらいなんですよね。ほかのものが物価がたくさん上がってるのに、米の値段は下がり続けてきたんです。そういう意味からすれば、現在の米の価格はちょっと異常ですけども、かえって去年までの米の価格が低過ぎて、農業者の労働意欲をなくして、田んぼを手放す状態にして耕作放棄地を発生させる原因になったんだと私は思ってます。ですから、今回ちょっと異常ですけども、今までの価格よりも高くあってしかるべき。農業資材も高くなってますし、それから機械も高くなってますし、コンバインなんかちょっとしたのを買えば1,000万円超えますし、トラクターだって大きいのが買えばそのぐらいの値段します。よくお百姓さんなんかは、俺はベンツより高いの乗ってんだと言って田んぼやってますけども、そういう状況です。ですから、農業者の所得を考えれば、今の金額はちょっと行き過ぎかもし

れませんが、二、三年前までの1俵1万3,000円から5,000円ぐらいの値段というのは、私はちょっと農業者にとっては気の毒な価格だと思ってます。それから——ここでこれは私の意見だったんですが、これから質疑に移らせていただきますが、この菅谷さんの計画の中で、農業公社のほうの御意見は伺っているんでしょうか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 農業公社は、従来から私いろいろお話ししたり何かしてて、公社のほうは行政団体のような形になっちゃってるから委託という形で運営してきたと思います。だからその中で、じゃあ農業公社は米作りやれといったってなかなか難しい部分もあるでしょうから、私が一番単純に考えたのは、分業農業と。隣の田んぼを持ってる人にお金を払って田植をやってもらうと。そのあと今は除草とかそういうのもあんまりないんで、あとは稲刈り——払う。あとは農業公社に対して、もみすり脱穀払うと。それ全部細かく計算したら、ちょうど1俵1万円ぐらいだったんです、原価は。だからそういうもので1万円というのをはじき出したというのは、やっぱり田植で1反歩幾ら払う、稲刈りで1反歩幾ら払う、もみすり加工で1反歩幾ら払うというのでやったんだから間違いはないです。

○海東委員長 菅谷さん。赤羽委員からは、農業公社のほうにお話はしてるのかどうかという、そういう御質疑だったと思うんですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○菅谷請願提出者 ああ公社のほうには、私はこういうのあるんだねとか、そういうのというのは直接はお話ししてません。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 分かりました。まあ耕作放棄地になってしまいますと、本当に環境も悪化になりますんで、耕作放棄地はなるべく解消したいと思うんですが、なかなか——でも、条件のよい田んぼならば、農業公社を通さなくてもやってくれる農家というのはあるんじゃないですか。それが耕作放棄地になってるということは、その基準に合っていないということじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 いや私、高須地区で、稲はもう実っていると、稲刈りの時期になってきたと、で、刈らない田んぼがあったんです、2年くらい前に。田んぼを刈らないというのはかわいそうだから刈ってやればと言っても、言う人もいないし、いろいろそういう条件があって、その田んぼは2ヘクタールぐらい所有してる人だったんだけど、最終的に枯らしてしまって、現在もそのままの状況です。この田んぼは非常に条件のいい、道路づきの田んぼです、全て。そういうのがあったんで、何か行政の力を借りるとか、そういうものも考えていかないと、どんどんこういうふうになっていっちゃうんじゃないかなというので、耕作放棄地——高須の場合には農業——耕地整理やっているから非常にいい条件の田んぼなんですけど、市内全部で見れば、狭い田んぼとかひょうたん型の田んぼだとか、そういうのもいろいろあるでしょうけども。そこは知恵を絞ってやれば、昔の人というのはやってきたわけだから、今この現在の中で手刈りするしかないとか、おだかけするしかないなんて田んぼはないわけだから。機械を活用した中で、大型コンバインを持ってる人に狭い田んぼやってくれと言っても気の毒だけど、小型のコンバイン持ってる人だったら、

ちょっと一緒にやっちゃってくれよとか、そういうのはいろいろコラボしていけばできるんじゃないかなというのは、私もいろいろ見てきた中で間違いのない案件ではないかなと思ってます。

○海東委員長 そのほかありませんか。

加増委員。

○加増委員 いろいろありがとうございます。この請願の中で、取手市は米作地帯である、これ本当にそのとおりですが、耕作放棄地が多くなっているということなんですが、なぜこの耕作放棄地がこんなに増えてしまったのか、そこはどんなふうに受け止めて……。

○菅谷請願提出者 私個人的に……

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 (続) 思っているのは、まず高齢化でやれなくなっちゃったということと、あと耕作放棄地を作ってる人というのはやっぱり横のつながり、親戚関係も少ないとか、ご近所付き合いが少ないとか、そういうのもいろいろ影響してると思います。これは隣の田んぼを持ってる人に、おらちの田んぼももう機械古くなっちゃってできねえからやってくれないかなと丁重に頼めば、費用はお払いするからと言え、これは大概やってくれます。だからそういう努力も土地を持ってる人はしないと、た一だ、やれなくなっちゃった、何々になっちゃったというだけの理由ではなくて、やっぱり考える。あるいは自分で考えられなければ行政に相談するとか、その最終の——最終的な行政への相談というものの——行政のほう窓口になった場合に、じゃあこれ隣の人にやってもらうようにしますからとか、そういうものの手助けをしてやらないと、なかなか皆さん、農業やっててもプライドがあるから、今まで何十年もやってきたんだけど、年取っちゃってやれないから助けてくれよというのは、言えない部分があるんじゃないかなと私は思ってます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 高齢化とか横のつながりということで、要するに農家の離農者が多くなったということが大きな原因。それをつくってきたのは国の農業政策であり、取手市の農業政策——国なりのね。そこについてはどんなふうに思ってますか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 農家の人というのは、やっぱり自分で作ったものは、米作っても野菜作っても一番いいと思ってます。これ当然かもしれないです。その中で作る自由、売る自由と言っても、なかなか自分で作ったものを値段決められないのが現状であって、市場へ持っていけば幾ら、農協へ出せば幾らとかと決められた中でやってるから、その中でやっぱり農業も専業でなくなって、若い人らは勤めに行って、勤めのほうが稼げるからとか、そういうふうになっていけば、田んぼはいいやとか、畑はいいやとか、そういう状況になったのが全国的なあれだと思います。ただ東北のほうは田んぼも広いしあれだから、出稼ぎもなかなか大変だからというので、離農者は少——になっても、代わりにやってくれる人がいたり何かして救われるのではないかなと、そんなふうに思ってます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そういう現実の中で、やはりこのまま憂いているだけでは解決にならないと

思うんですよね。取手市内の中に全く若者がいないというわけでもないし、サラリーマンを終わった方々もまだ元気でいらっしゃる——たくさんいらっしゃると思うんですが、そういう方々の農業支援、これをしっかりやっていくことが耕作放棄地を少なくしていく、活性化させていくということにもつながると思うんですが、これまでの取手市が行ってきたのは、そこに本当に力を入れてこなかったというのが原因だと思うんですが、若者や退職された方の農業支援策についてはどう考えていますか。

○菅谷請願提出者 やっぱりね……

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 (続) 農業が若い人育たないのとは一番何かというのは、やっぱり農業やって1か月給料10万円になるとか、あるいは15万円になるとか、そういうのが全くなくて、収穫されて幾らになるとか、ああいうような状況で長年続いてきた。だけれども農業というのは、取手は米作りが主なんですけども、米作りというのは生産原価率が一番低いんです。だから、取れた収入、例えば15万円でも、それに対する原価率というのは一番低いから、あとは農業者が、例えばトラクターでも、自分んちの面積耕すのに半日で耕すトラクターを買うとか、あるいは1日かかるトラクターを買うかは農業者自身が決めることなんで、必要以上に設備投資をしちゃったり何かするから、農業はもうからないとか、生産性が悪いということに私は原因があると思います。だからやっぱり適地適作というのもあるし、規模に応じた設備投資ということも当然あるし、例えば新品のトラクターは買えないけども、中古のトラクターで間に合うといえは中古を買ってやるという人も、細かく考えてる人がいるわけだから、自分んちの耕作面積に合った設備投資、あるいは作付とか、そういうものも細かく考えていかないと、農業というのも商売と同じ成り立たない、自分たちで成り立たなくしちゃってるということもあると思います。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 いろいろ伺ってききましたが、最終的にはここの請願にある、耕作放棄地を活用して、いろんな方法はあると思います。どれがいいとかというのは分かりません。みんなで検討していくことだと思ひ、農業委員会も農政も考えていくことだと思ひただけれど、そういう耕作放棄地を活用して米作を促進し、それを学校給食に——子どもたちに地場産の米として提供するという、そういう願意が一番根底にあると思ひんですが、それはそう受け止めていいんですよね。

○菅谷請願提出者 そうです。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 やっぱり食べるもの、教育の中でも——給食も教育の中の一環、そういうことも当然あるでしょうから、おかずがだんだん減ってきちゃったとか、品質が悪くなっちゃったとか、そういう部分じゃなくて、大まかな人が——大勢の人が「コシヒカリ」作ってればいいんじゃないかなという農業者がほとんどなんですけど、実際はそうじゃないんです。「コシヒカリ」というのは粒が小さくて粘るから、大量炊飯にすると団子になっちゃうというのが私ら業界人の話で、東京都内の外食なんか行って「コシヒカリ」使うところはほとんどないと。宮城の「ひとめぼれ」にしてくださいとか、山形の「はえ

ぬき」にしてくださいとか、そういう要望ですから、茨城にはじゃあどうなんだと言ったら、茨城県で開発した「ふくまる」という、そういう米があると。「ふくまる」は食べても「コシヒカリ」に劣らないと。粒は若干大きめで見栄えもすると。そういうものをより生産者と一体に——せっかく茨城農林水産所？茨城県農業研究所？で開発したんでしょうから、そういうものを広めてやっていったほうが将来的にはいいんじゃないかなと。「コシヒカリ」なんかの場合には病気にかかりやすいとか、台風来ればひっくり返っちゃうと真っ白い乳白色ができるとか、いろいろあの米は難しいところがあるんです。だから、いろいろ研究というのは、取手市だけじゃなくて、ふるさと納税に出したときも、取手の米は全国のどこの産地にも負けないというようなものを生産すると。米というのは加増さん、玄米から精米するときに、ちょこっと手を加えると、全ての米があれなんですけど、味変わっちゃうんです。それは悪い方向じゃなくて、いい方向に変わっちゃうんです。やって見せてと言え私やって見せますけど、そういうものも活用して全国ブランドにしたいとか、そういう希望があればやっていくべきではないかなと、そう思ってます。

○加増委員 以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 簡単に1点だけ確認したいんですけど、放棄地の地権者さんて何名かいると思うんですけど、その地権者さんからそのように利用してくれという声はあったんですか。それとも菅谷さん1人のアイデアですか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 地権者の方々はみんなもう諦めてて、どうにもなんないという状況です。ただ、私がもったいないなと、こんな条件のいい田んぼを放棄しちゃったのではもったいないなと思う、私個人的な考えですけど。地権者はもうどうにもなんない、誰か手を貸してくれないか、教えてくれないかというのが現状だと思います。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 では、地権者の人と話はしてないんですね、何にも。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 地権者の人とは、私何回か話をしたことあります。というと切実な答え。誰も協力してくれない、誰も教えてくれないと。「菅谷さん、米屋なんだから何とかしてくれよ」という切実な言葉しかないです。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 次の件なんですけど、学校給食に向けることということなんですけど、今、学校給食のお米って、たしかつくばでしたっけ——どこだっけな——そういうセンターから全部一括で……

〔「取手の米は農協からよ」と呼ぶ者あり〕

○入江委員 違う、作ってるところ、作ってるところというか……

〔「取手」と呼ぶ者あり〕

○入江委員 ん、違ったっけ——重箱に入って、各学校全部に配付されると思うんですけども。

○野口まちづくり振興部長 米飯ですよ。

○入江委員 米飯。

○野口まちづくり振興部長 米飯は牛久とか、あるいはいろんな——守谷とかからお願いしてます。

○入江委員 だと思っんですね。そういうふうにして一括で届けてると思っんですけど、これをやる場合、各——例えば給食センターだとか、取手の自校式の場合、各学校でお米を炊いて子どもたちに提供するということになるんですか。そこまで考えてましたか。

○菅谷請願提出者 いや現在の……

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 (続) 流通というのは、私はある程度知ってますけど、従来は茨城県の学校給食会が、J A 茨城県経済連から給食用の米というのを買って、税負担の中で精米してもらって支給していたんです。このときは1か月、学校給食の米というのは300トンぐらいあったんです。それを卸売業者に頼んで委託と——精米してもらう。今は各町村で地産地消といって自分の地域で取れた米。つくばみらい市なんかは、市が米を買って、それを従来は農協の精米工場で精米したつくばみらい市の米を買ってたらしいんだけど、現在は市が米買い取って……。

○入江委員 私言ってるのとは違ってる。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 私が言っているのは、ここで米作するじゃないですか、それで取ったのを給食に回すということじゃないですか。それは各学校で——取手の自校式の場合って各学校で給食提供してるので、そこでお米を炊いて子どもたちに提供するのか、給食センターでお米を炊いて、箱に入れて、各給食センターのテリトリーの学校に配付するのか。その辺ちょっと聞きたかったんです。そういう気持ちなのか。

○海東委員長 菅谷さん。

○菅谷請願提出者 それは現在の行ってるのと同じ、どっかの炊飯工場で頼んで炊飯してもらってるわけだから、その原料の米を、取手市で取れた米を提供するか、あるいはつくばみらい市みたく、B G 無洗米、金芽米というのに埼玉のほうまで持って行って加工してもらって、また持ってきてもらって御飯にするかの違いだと思うんで、私が言ってるのは、地元の米を、今現在の流通の中でやってもらったほうがコストもかかんないし、一番間違いないんじゃないですかと。

○入江委員 それを聞き出したかった。

○加増委員 以前からやってるよね。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。——なしと認めます。これで請願第9号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。菅谷さん、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

○菅谷請願提出者 どうも。

○海東委員長 次に、請願第9号について、執行部に確認したいことがある委員は挙手願います。

染谷委員。

○染谷委員 まず一つ、今、給食のお米の件が話題に出たんですけども、たしかお米は取手産を使ってると思ったんですけど、これ、ここでは分かるのかな。

○海東委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 まちづくり振興部、野口です。学校給食に使われているお米は、みんな取手市産の米を使っております。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。あともう一つなんですけども、この請願の中には、農業公社が土地を借りて行いということなんですけども、この請願が採択されたりしたときに、農業者公社でこのようなことができるんでしょうか。

○海東委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。お答えさせていただきます。今現在、農業公社においては、お米の生産から販売を行っておりません。行うには農地の所有もしくは農地を借り受けるといった行為が必要となってきます。まずその農地を所有するということについては、農地所有適格法人というのではなくてはならず、本公社は該当しておりません。農地を借りる行為については、平成 21 年に農地法改正により、一部一般法人であれば農地を借りることもできるよということで緩和はされているんですが、今現在の公社の状態では要件を満たしていないと考えております。

それともう一点、これから実際に農業公社でお米の生産から販売といったことはできるのかということなんですけども、こちらについては、今どういう形で請願者の方がイメージしているのかというの、ちょっと詳しくは分からないんですけども、生産販売を行うということになれば、現在の農業公社の人数、それから設備ではちょっと生産販売をしていくのはちょっと無理かなと考えております。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 お願いします。先ほど請願者の方からいろいろなお話があって、耕作放棄地に対する御自身の認識とか、そういったことはよく理解できました。そういった中で、やはり市内で土地が、農地に限らず宅地もそうですけども、市内の土地が全部有効活用できれば、それはこしたことはないなと思ってる中で、今回請願者が認識されてるのと一方で、執行部側としての耕作放棄地の認識やまた農業の担い手の問題など、その辺のところの現状認識を、執行部側から今感じているところを少し教えていただければありがたいです。

○海東委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。お答えさせていただきます。耕作放棄地——まず耕作放棄地についての考え方なんですけども、農業委員会からもらった資料によりますと、ここ数年——令和 2 年度から耕作——遊休農地の面積というのは、それほど大きな増加もしていなければ減少もしていないといった現状です。ただ、先ほど請願者の方からも話がいったように、担い手——高齢化による担い手が不足しているといった現実、私のほうでも認識しております。議会のほうでも何度か御答弁をさせていただいてるんですけども。これから新たに農業を営んでいきたいといった方に対する支援と、もう一方で、今農地で

——代々続く農地を守り続けている農家の方というのも大部分——結構おります。どちらに——重点を置くという言い方は変なんですけども、どちらの農業者についても、農政としては守っていかなければいけないんだという、私たちのほうでは思っております。

これから始めたい方については、市の今の現状の補助とか、そういった施策ではちょっと資金面で協力できない部分もありますので、こちらについては県であったりそれから国の支援策、資金とか、それから経営ノウハウとか、そういった総合的な面での援助をするために調整していったらというのが現状です。もう一方で、今、農地を守っている方、そこについては取手市で行っている集積の補助金とか、それから転作補助金等で他自治体よりもちょっと手厚く、そういった補助をしていったらというのが現状です。以上です。

○海東委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 ちょっと耕作放棄地、遊休農地について御説明させていただければと思います。遊休農地については、委員さん御存じのように、農業委員さんのほうがこの調査をしています。もし遊休化された農地については、農業委員会のほうで利用状況調査というところで、この土地をどうしますか、貸しますか、自分で耕作しますか、というような状況を調査しております。また、貸してほしい——誰かに作ってほしいといった場合には、農業委員さんが大規模農家等に——大きくやっける農家さんのほうにあっせんをして、それを耕作してもらってるというところもあります。ですから、要は所有者の考え方も一つあると思いますので、その点ちょっと今の状況を、遊休農地に関する調査をしているということだけ御報告させていただきます。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。今の自分の土地を守っていこうという人と、新たにまた農地を——農家をやっていこうという人の支援というのは、執行部にとっては大変な課題であると思うんですけれども、今の世の中が変化していく中でのニーズに沿って進めていかなきゃならないというときには、今よりもっと能動的に動かなきゃいけないのか、そういうタイミングに差ししかかっているかどうかという点では、この今の現状を見てどんなふう感じてるか。そこはちょっと答えづらいかもしれないんですけども、今やっけるところにもっとやるべきことがあるのか、こういった様子をちょっと見てるタイミングなのかというのは——感じている限りで結構で——答えられる限りで結構ですけども、その辺のところ、どういう認識されてるか。

○海東委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えさせていただきます。能動的になるのかどうかということに関しては、今こういった米の価格が高騰している中で、正直、それに乗っかっているというわけじゃないですけども、そういう方も中には少なからずいるのかなという思いはあります。ただ私たちのほうでも一時的にそういった——今回たまたま米の価格が高騰しているというのもありますけど、ある程度、私たちのほうとしては、これから——何というんですか、持続可能な長きにわたって農業を営んでくれる人を育てるということではなければ、米価が下がっちゃったからもうやめたという考えではちょっと、非常にこれから先行き続いていかないと思いますので、そこら辺についてはちょっと考えていかなきゃいけない

のかなというものがあります。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 こちらの請願の文書の中に、「新たな設備投資は必要なく」というようなことも書いてあるんですが、先ほどの染谷委員の質疑の答弁の中で、農業公社の人の面だとか設備を——変えていかなきゃならないと、今のままじゃ無理だということを御答弁されてましたが、分かればいいんですけど、おおよそどのぐらいの設備をどのぐらいの費用でできるのか。

○海東委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えさせていただきます。先ほどの中で、請願の中にもありました、農業公社は苗の生産を行っているよと。農業公社において——の施設において玄米になるといったものを活用して云々かんぬんというくだりがあったんですけども、まさにこの苗の生産を行っている、また施設の——施設において玄米になるといった農業公社の根幹の部分が議会でも取り上げられているんですけども、経年劣化によって更新しなければいけないということで、今年度、サウンディング調査ということで、いろんな業界から話を聞いてみようということで調査を行いました。結果的に育苗施設とライスセンターの施設、大きなものが二つあるんですけども、調査に参加してくれた業者が育苗施設のみの提案になってしまいました。なので、そちらの施設を仮に交換したら、概算でなんですけども幾らになるかというのを、そのときにちょっと話を聞かせてもらったんですけども、5,000万円は下らないだろうと。育苗施設だけです。なので、恐らく乾燥施設もとなると、億は間違いなく超えるのかなという感じはしております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 今、担当課のほうからいろいろありましたけれども、遊休農地、耕作放棄地の問題では本当に深刻な状況かと思うんですが、農業委員会の点検結果の結果、課題として高齢化や担い手不足のため遊休農地面積は増えている、引き続き遊休農地解消に努めていく、そして農地パトロールの強化及び担い手の育成が必要だということで、さらなる方策の検討が必要と、これ繰り返しこれまでも答弁でもいっぱいありましたけれど、この前進されたところってあるんですか。前進させてきたこと。

○海東委員長 浜野局長。

○浜野農業委員会事務局長 農業委員会、浜野です。お答えさせていただきます。日々の農業委員や農地利用最適化推進員の活動の中でも、地域の農業者との接触でしたり相談でしたり、そんな中からやっていただき——大きくやっていただける農家さんを訪問したりしながら、少しでもつなげられる農地というものは、日々の活動の中で見つけて、地道ではありますけども、つなげられるものは少しずつつなげるというような、そういう活動で地味に進んでいる状態ではあります。前進したかと言われれば、つながっていないわけではないので、前進はしているのではないかと、そういうふうに考えます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 前進したかと言われればということなのですが、やっぱりここ思い切って、取手市の施策、国の言うとおりでなく取手市独自の施策が、本当に1歩2歩先に進めていかないと、農家の方たちは大変な状況だというのはよくよく分かってらっしゃるんだから、そこをしっかりとやっていくということで、多くなることも少なく——減少していることもないなんていう、そういう悠長なことを言わないで、遊休農地のことに対して。しっかりと前に進めていく、そこをやるんだという意気込みは……

〔「委員長、これは」と発言する者あり〕

○加増委員 (続) 感じ取れないんですが、お願いします。

○入江委員 内容が、これは耕作放棄地を利用して、高須の放棄地を利用して、農業公社を使って米を作って学校給食のを安く与えるという請願に……

○加増委員 それは分かったよ。

○入江委員 (続) 全然違うんですよ、それ。

〔会議室騒然〕

○加増委員 それは、その上でこういうことを起こさないためにということです。

○入江委員 請願の内容を審査するんでしょ、これ。農業の問題について審査するんじゃない。請願の内容を審査する。

○加増委員 それとつながるでしょうよ。

○海東委員長 加増委員。

〔「まさしくそれだよね」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 そうだよ。

○海東委員長 加増委員。

○入江委員 それは履き違えているだけだろ。

○加増委員 いえ、違います。

○海東委員長 請願の内容から少し離れてきておりますので、内容のほうを変えていただきたいと思います。

○加増委員 何をおっしゃってるんですか。この請願者の方は、この遊休農地について本当に憂えているわけですよ。だからこれは活用……。

○入江委員 農業公社を使ってって書いてあるでしょう。

○加増委員 そういうことも活用してということで私は受け止めています。

○入江委員 受け止め方が違うんだよ。

○加増委員 だから、その遊休農地について憂いている中で、これをなくすためにも一つ一つ改善さ——していかなきゃならないのに……

○入江委員 それで学校給食は。

○加増委員 (続) それ、学校給食にも活用してほしいというのが請願の願意です。だけど今担当課との話の中で、これまで同じような答弁を繰り返してきたから、もっと前にしっかりと出ていく政策も必要ではないのということで聞いたわけです。とんでもありません、そんなこと言わないでください。

○海東委員長 加増委員、内容のほうが少し煩雑な内容にもなっておりますので。

○加増委員 煩雑じゃないでしょ、単純なこと聞いているんだよ。

○海東委員長 よろしくをお願いします。

○加増委員 答弁できなければいいですよ。

○海東委員長 浜野局長。

○浜野農業委員会事務局長 お答えいたします。農業委員会としても当然農業者の声を聞いて、国や県、もちろん市にも、県要望という、そういう制度がございますので、そういったものを活用しながら——させていただきます。以上です。

○加増委員 来年はよっぽど前進したこと教えてください。

○海東委員長 そのほかありませんか。

細谷委員。

○細谷委員 先ほどの高須の隣の耕作放棄地というか、耕作してないところで町営住宅予定地の議論がありました。このとき、請願者と赤羽委員の間でちょっと見解が異なったと思うんで、その辺確認したいんですが。請願者はこれ 3,000 万円で購入したと、市の所有地だということなんですけども、赤羽委員のほうから借地で、来年には返す期限が来るといようなことだったんですけども、これについてはどちらが正しいのかお聞きしたいと思います。

○海東委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 すみません。ちょっと今の借地とか所有してるのかということについては、建設部のほうが所管してるものですから、その辺をちょっと今確認させていただきます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 市が所有しているならば、市の意思で使い道はできるし、しかし、これが地主さんの借地であれば、これは地主さんが返ってきた後どうするのかは、そちらの要望でできるということなんで、そこがちょっと分からないと次に行かないと思うんですが、赤羽委員がそう言ってるんですから間違いはないと思うんで、もうその前提で考えたいと思いますので、結構です。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「ここは休憩ね」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。これで請願第 9 号の審査を打ち切ります。

休憩します。

午後 ★時★分休憩

午後 2 時 28 分開議

○海東委員長 それでは再開します。

赤羽委員。

○赤羽委員 私の先ほどの発言の中で、高須地区の土地の件について、**県は 30 年の期間で借地をしていると発言してしまいましたが、これは町の間違いでした。訂正——当時の**

藤代町、ですから現在の取手市が借地していた土地というふうに訂正してください。以上です。

○海東委員長 委員長はこれを認めます。それでは先ほど御説明を留保してある部分がありましたので、そちらのほうの御説明をお願いします。

山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えさせていただきたいと思います。当時、土地のほうにつきましては、借地面積が約5,000平米、あと、市で買い増し購入した土地なんですけども、約8,700平米でございます。その中で道路用地も一部含まれております。住宅用地としては購入は約5,000平米ということで、合計が1万4,000平米ほど管理していたという状況になります。以上です。

〔「じゃあもう一回」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 恐れ入ります。いま一度ご説明のほうをお願いします。

山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。住宅用地としましては、当時、町営住宅を計画しているところでございますが、購入した部分が約5,000平米、借地した面積も約5,000平米という形になっております。道路の部分が3,000平米——約3,000平米でございます。道路用地ですね。

○海東委員長 それでは御説明が終わりました。

確認したいことがある委員は挙手願います。

細谷委員。

○細谷委員 先ほどの——ちょうど中間みたいになっちゃったんですね。借りて——町営住宅として借りてたのが5,000平米、で、購入したのが5,000平米。そうすると、来年お返しするのがこの5,000平米で、市のほうの5,000平米は残ってて、そうするとこれを耕作するということは可能なかどうか。あと、道路用地として3,000平米ですか、これは、その使い道は決まってるんだからいいとして、先ほどの請願の流れでいけば、市で持っているこの5,000平米、これは耕作できるのかどうかということでお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。今回、私ども管理課のほうでは補正予算でも計上させていただいてますけども、相手方のほうに土地をお返しする際に、畑として活用できるような形を取るということで、約3,000万円ほど補正予算を計上させていただいております。今ご質疑にあった残りの私どもが購入した土地を農用地として活用する際には、それなりに金額をかけないと活用はできない状況にはなっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ですから、まだこれは使用目的が決まってなくて、ただ本当に放置してる耕作放棄地みたいなものだから、これを生かしていくためには、何らかのことは今後考えなくちゃいけないなというように受け止めました。以上で結構です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。その前に、議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものがあるとあります。委員間での自由討議が必要と思われる請願はありますか。

赤羽委員。

○赤羽委員 請願第6号について、私は項目別採決を求めます。1項目、2項目、3項目とありますけども、項目別採決をしたらと提案いたします。

○海東委員長 ただいま赤羽委員のほうから、請願第6号を項目別採決にしたいとの申出がありました。

お諮りします。本件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、請願第6号は請願事項を項目ずつ採決することに決定しました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論がある委員は挙手願います。

加増委員。

○加増委員 まとめてですか。一括で——2つの請願一括で……。

○海東委員長 賛成か反対。

○加増委員 賛成。

○海東委員長 賛成ということで。

○加増委員 じゃあ2本ね。請願第6号……。

○海東委員長 ほかに——恐れ入ります。ほかに請願、討論の方いらっしゃいますでしょうか、反対討論の方——賛成討論の方。

○加増委員 私は賛成って。

○海東委員長 では加増委員、お願いします。

○加増委員 私は、請願第6号から賛成討論いたします。「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書なんですけれども、皆さんのところにお配りされています全労連から出されているチラシにもありましたが、日本の最低賃金の問題点は、最低賃金の金額が低過ぎます。全国一律制度でないため、地域間格差が拡大しています。労働者が他県に流出し、人手不足が深刻化しています。中小企業支援が貧弱なため、中小企業が耐えられない状況になっています。こうした下での請願かと思いますが、やっぱり働く皆さんの暮らしを守る、一人一人の人権を守るという立場から考えますと、この請願は請願事項、1項目、2項目、3項目どれも私は賛成する立場であります。ぜひ皆さんもしっかりと明るい社会にしていくためにも、働く皆さんがしっかり働き続けられるためにも、これはぜひ賛成していただきたい。全ての項目において賛成していただきたい。

いと思います。

それから、請願第9号の耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願。これは昨今の米不足の問題、米が高い、そして物価も高いという中で、やはり取手市は米作地帯であり、耕作放棄地も活用して、しっかりと子どもたちの給食に提供していただきたいというのが本当の願いだと思います。それに至ってはいろいろな方法もあります。やっぱり農業公社の役割とか、どういうふうに耕作放棄地を改善して米作ができるようにするのか、いろんなこともあるかとは思いますが、ここの願意のところをしっかりと受け止める必要があると思います。私はそういう立場から、この請願には賛成といたします。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。また、採決は請願番号順に行います。

それでは、請願第6号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について採決を行います。この請願については、請願事項を1項目ずつ採決するよう求める旨の動議が出され、1項目ずつ採決することが決定しております。したがって、請願事項を1項目ずつ採決いたします。

まず最初に、請願第6号のうち、請願事項1、「政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。」の部分を採用すること——採択することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成少数です。したがって、請願第6号のうち、請願事項1は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第6号のうち、請願事項2、「政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。」の部分を採用することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。したがって、請願第6号のうち、請願事項2は採択することに決定しました。

次に、請願事項——もとい、次に、請願第6号のうち、請願事項3、「茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円をめざすこと。」の部分、採用することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成少数です。したがって、請願第6号のうち、請願事項3は不採択とすることに決定しました。

案文整理のため休憩します。

午後 ★時★分休憩

午後 2 時 48 分開議

○海東委員長 再開します。

意見書案につきましては、後日、案文整理後に委員会を開きますので御承知おきください。

続いて、請願第 9 号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成少数です。よって、請願第 9 号は、不採択とすることに決定しました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

今定例会をもちまして、野口部長がその職を退任されるということです。野口部長には、委員会運営にいろいろな形から御協力いただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

〔「お世話になりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 それでは、執行部の皆様お疲れさまでした。退席していただいて結構です。

委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午後 ★時★分休憩

午後 2 時 55 分開議

○海東委員長 再開します。

それでは、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに登載した文書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに登載した文書のとおりとすることに決定しました。

続いて、令和 6 年度第 2 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望及び戸頭中学校 3 学年との協働事業で可決された議案についてを議題といたします。サイドブックに登載した表は、2 月 19 日の建設経済常任委員会の中で執行部から現状について調査を行い、各委員から建設経済常任委員会としての回答案として報告していただいたものをまとめたものです。こちらの表の内容について、ご意見等ある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。それでは、サイドブックに登載した表について、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。令和 6 年度第 2 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望及び戸頭中学校 3 学年との協働事業で可決された議案について、サイドブックに登載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

続いて、当委員会の重点調査テーマ「駅前のにぎわい創出」に関する閉会中の委員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和7年4月16日・4月17日に兵庫県明石市へ、都市整備部の所管に関する事項（駅前のにぎわい創出について）を調査するため、経費12万1,840円で、染谷副委員長、入江委員、細谷委員を、令和7年5月7日・5月8日に新潟県長岡市及び埼玉県さいたま市大宮区へ、都市整備部の所管に関する事項（駅前のにぎわい創出について）を調査するため、経費8万7,310円で、私、海東と赤羽委員、佐藤委員を、令和7年5月21日に群馬県太田市へ、都市整備部の所管に関する事項（駅前のにぎわい創出について）を調査するため、経費2万2,640円で、私、海東と染谷副委員長、加増委員、赤羽委員をそれぞれ派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長へサイドボックスに登載した内容で委員派遣承認要求をいたします。なお、委員派遣承認要求の内容について、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等に変更があった場合の手續につきましては、委員長にご一任願いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、当委員会の全ての日程が終了しました。

これで建設経済常任委員会を閉会します。

午後 2時58分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P24 24行目 青色部分を「10か所」に訂正

◆ P26 31行目 青色部分を「令和7年4月末」に訂正

◆ P43 19行目 青色部分を「現在の取手市」に訂正